

令和元年度
社会 保 障 費 用 統 計

Financial Statistics of Social Security in Japan
2019



令和 3 年 8 月

国立社会保障・人口問題研究所

序 文

本「社会保障費用統計」は、令和元年度の年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など社会保障制度に関する 1 年間の支出を集計し、取りまとめたものです。本統計は、平成 24 年 7 月に総務大臣告示に基づき、統計法上の基幹統計に指定されました。

社会保障費用統計は、我が国の社会保障全体の規模や、政策分野ごとの構成を明らかにするものです。社会保障政策や財政等を検討する上での基礎資料として、また、社会保障費用の諸外国との国際比較を行う重要な指標として、広く御活用いただければ幸いです。

本統計が基幹統計として、今後とも国民の期待に添う役割を果たしていけるよう、当研究所としても鋭意努力してまいります。

本統計を取りまとめるに当たり、御協力いただいた関係各位に深く感謝する次第です。

令和 3（2021）年 8 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 田辺 国昭

目 次

序 文

社会保障費用統計について	1
--------------------	---

I 2019 年度社会保障費用の概要	3
--------------------------	---

1. 社会保障費用の総額	5
--------------------	---

(1) 社会支出

(2) 社会保障給付費

表 1 社会保障費用の総額

表 2 社会保障費用の対国内総生産比及び対国民所得比

表 3 1 人当たり及び 1 世帯当たりの社会保障費用

2. 社会支出と国際比較	6
--------------------	---

(1) 政策分野別社会支出

表 4 政策分野別社会支出

表 5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

図 1 我が国の政策分野別社会支出の推移

(2) 社会支出の国際比較

図 2 政策分野別社会支出の国際比較（2017 年度）

表 6 社会支出の国際比較（2017 年度）

図 3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2017 年度）

3. 社会保障給付費とその財源	10
-----------------------	----

(1) 部門別社会保障給付費

表 7 部門別社会保障給付費

表 8 部門別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

図 4 部門別社会保障給付費の推移

(2) 機能別社会保障給付費

表 9 機能別社会保障給付費

表 10 機能別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

図 5 機能別社会保障給付費の推移

(3) 社会保障財源

表 11 項目別社会保障財源

図 6 ILO 基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図
（2019 年度）

II 集計表

集計表 1 2019 年度社会支出集計表	19
----------------------------	----

集計表 2 2019 年度社会保障給付費収支表	20
-------------------------------	----

Ⅲ 時系列表

第 1 表	政策分野別社会支出の推移（1980～2019 年度）	31
第 2 表	政策分野別社会支出の推移（対国内総生産比） （1980～2019 年度）	32
第 3 表	社会支出・国内総生産の対前年度伸び率の推移 （1981～2019 年度）	33
第 4 表	1 人当たり社会支出と 1 人当たり国内総生産の推移 （1980～2019 年度）	34
第 5 表	政策分野別社会支出の国際比較（2014～2019 年度）	35
第 6 表	政策分野別社会支出の国際比較（構成割合） （2014～2019 年度）	36
第 7 表	政策分野別社会支出の国際比較（対国内総生産比） （2014～2019 年度）	37
第 8 表	社会保障給付費の部門別推移（1950～2019 年度）	38
第 9 表	社会保障給付費の部門別推移（対国内総生産比） （1951～2019 年度）	39
第 10 表	社会保障給付費の部門別推移（対国民所得比） （1951～2019 年度）	40
第 11 表	社会保障給付費・国内総生産・国民所得の 対前年度伸び率の推移（1951～2019 年度）	41
第 12 表	1 人当たり社会保障給付費と 1 人当たり国内総生産及び 1 人当たり国民所得の推移（1951～2019 年度）	42
第 13 表	機能別社会保障給付費の推移（1994～2019 年度）	43
第 14 表	社会保障財源の項目別推移（1951～2019 年度）	44

Ⅳ 巻末参考資料

1. 主な用語の解説	49
2. 作成方法	
2-1 基幹統計を作成するために用いる情報	53
2-2 社会支出に含まれる社会保障制度	56
2-3 部門別社会保障給付費に含まれる社会保障制度	68
2-4 機能別社会保障給付費に含まれる社会保障制度	71
3. 国民経済計算（SNA）との関係性等について	74
4. ホームページ掲載表目次	82

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05 未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の 1/2 未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

社会保障費用統計について

ILO 基準の社会保障給付費と OECD 基準の社会支出は、ともに国際機関が定める費用統計であり、本統計ではこれらを総称して社会保障費用統計と呼んでいる。以下では集計開始時期が早い ILO 基準の社会保障給付費から説明する。

1. ILO 基準社会保障給付費

我が国は、1957 年国際連合に加盟して以降、ILO（国際労働機関）の調査に協力し、政府機関（当初は旧労働省、後に旧厚生省、現在は国立社会保障・人口問題研究所）において、ILO 基準に則した社会保障費用の取りまとめを行っている。

ILO は、1949 年以来社会保障費用について調査を実施してきており、その調査結果を刊行物として公表してきた。同調査では、社会保障の最低基準に関する ILO 条約 No.102(1952 年)、ILO 勧告 No.67（1944 年）及び No.69（1944 年）の枠組みに基づいて、社会保障の収入と支出が集められた。

その後社会保障の概念は、社会経済情勢の変化に伴って、抛却や雇用の実態に関わらず、全ての国民に対する一般的な援助を提供する社会保護の枠組みを含むまで拡張された。そこで ILO は、1997 年に実施された第 19 次調査より、9 つのリスク・ニーズをカバーする制度の収支を集計する枠組みへと移行し、以下 3 つの基準を満たすものを社会保障制度と定義した。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
- (8)住宅 (9)生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、第 19 次調査基準による集計を 2000 年度から開始しているが、過去のデータとの比較可能性を担保するため、それ以前の第 18 次調査基準による集計も引き続き公表している。

ILO の社会保障費用調査は第 19 次をもって終了し、2005 年に新たな調査（Social Security Inquiry）へ移行した。新調査では、ILO 基準に準拠したデータのみならず、同基準と集計範囲が必ずしも同一ではない他の国際基準に基づいて集計されたデータの登録が認められた。その結果、1990 年代後半以降において、ILO 基準で統一された定義による国際比較が不可能となっている。

そのため、本統計が 2012 年 7 月に、統計法上の基幹統計に指定されたことを契機に、諸外国のデータが定期的に公表されている OECD（経済協力開発機構）の基準に基づく「社会支出」の集計を充実させることを通じて、社会保障費用統計としてその国際比較性を向上させることとした。

ただし、ILO 基準による「社会保障給付費」は、政策立案に資する基礎資料を始めとして、幅広い分野で利用されており、個人に帰着する給付やその財源の全体を把握することは、今後一層その重要性を増すと考えられるため、本統計でも引き続き集計を行っている。

2. OECD 基準社会支出

OECD（経済協力開発機構）は、1996 年より社会支出統計の公表を開始した。OECD の基準に基づく「社会支出」は、その範囲を「人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給」としている。ただし、集計する範囲は、制度による支出のみを社会支出と定義し、人々の直接の財・サービスの購入や、個人単位の契約や移転は含まない。

当該制度が「社会支出」に該当するか否かの判断は、まず、その給付がひとつ又は複数の社会的目的をもっており、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、又はその制度への関与が公的な強制力をもって行われているかによる。

社会支出では、社会的目的を次の 9 つの政策分野に分けている。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害、業務災害、傷病 (4)保健 (5)家族
(6)積極的労働市場政策 (7)失業 (8)住宅 (9)他の政策分野

社会支出には、現金給付（例えば、年金、産休中の所得保障、生活保護など）、サービス（現物）給付（例えば、保育、高齢者や障害者の介護など）を含む。

OECD 基準の「社会支出」は、ILO の基準の「社会保障給付費」に比べて、その範囲が広く、施設整備費など直接個人には移転されない費用も計上されるという違いがある。また、9 つの政策分野別に、諸外国のデータが定期的に更新され、比較的新しい年次まで公表されている。社会保障費用を諸外国と比較するという観点から、重要な指標となるものである。

最後に、前述した通り、本統計は 2012 年 7 月に統計法上の基幹統計として指定されたことを契機として、国際連合の基準に基づく SNA（国民経済計算）との関係性についても、社会保障費用統計との比較という観点から、必要な解説を加えることとした。さらに、幅広いユーザーの利用に資するため、本統計における集計内容を把握する上で重要となる ILO、OECD 基準の主な用語について、簡潔な解説を付することとした（いずれについても、詳細は「巻末参考資料」参照）。

I 2019年度社会保障費用の概要

概要では、まず1で、社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額を示す。次に2で、国際比較可能な形でOECD基準に基づく社会支出を示す。社会支出では、給付に加えて施設整備費などの個人に帰着しない支出も含む。最後の3では、ILO基準に基づく社会保障給付費すなわち個人に帰着する給付とその財源を示す。

1. 社会保障費用の総額

(1) 社会支出

- ・ 2019年度の社会支出の総額は127兆8,996億円である。
- ・ 2019年度の社会支出の対前年度伸び率は1.9%であり、対国内総生産比は22.85%である。
- ・ 国民1人当たりの社会支出は101万3,700円であり、1世帯当たりでは242万4,900円である。

(2) 社会保障給付費

- ・ 2019年度の社会保障給付費の総額は123兆9,241億円である。
- ・ 2019年度の社会保障給付費の対前年度伸び率は2.1%であり、対国内総生産比は22.14%である。
- ・ 国民1人当たりの社会保障給付費は98万2,200円であり、1世帯当たりでは234万9,500円である。

表1 社会保障費用の総額

社会保障費用	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
社会支出	1,255,014	1,278,996	23,982	1.9
社会保障給付費	1,213,987	1,239,241	25,254	2.1

(注) 社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。
詳しくは56・67頁参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比及び対国民所得比

社会保障費用	2018年度	2019年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
社会支出			
対国内総生産比	22.54	22.85	0.31
対国民所得比	31.20	31.87	0.67
社会保障給付費			
対国内総生産比	21.80	22.14	0.34
対国民所得比	30.18	30.88	0.70

(資料) 国内総生産及び国民所得は、内閣府「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」による。

表3 1人当たり及び1世帯当たりの社会保障費用

社会保障費用	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
社会支出				
1人当たり	992.6	1,013.7	21.2	2.1
1世帯当たり	2,420.1	2,424.9	4.8	0.2
社会保障給付費				
1人当たり	960.1	982.2	22.1	2.3
1世帯当たり	2,341.0	2,349.5	8.5	0.4

(注) 1世帯当たり社会支出＝平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

(資料) 人口は、総務省統計局「人口推計－2019年10月1日現在」、
平均世帯人員は、厚生労働省「2019（令和元）年国民生活基礎調査」による。

2. 社会支出と国際比較

(1) 政策分野別社会支出

2019年度の社会支出を政策分野別にみると、「保健」が最も多く（41.5％）、次いで「高齢」（37.9％）、「家族」（7.6％）、「遺族」（5.1％）、「障害、業務災害、傷病」（4.9％）、「他の政策分野」（1.4％）、「失業」（0.7％）、「積極的労働市場政策」（0.6％）、「住宅」（0.5％）の順となっている。

表4 政策分野別社会支出

社会支出	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
合 計	1,255,014 (100.0)	1,278,996 (100.0)	23,982	1.9
高齢	482,446 (38.4)	484,114 (37.9)	1,668	0.3
遺族	65,074 (5.2)	64,600 (5.1)	△ 474	△ 0.7
障害、業務災害、傷病	60,630 (4.8)	62,392 (4.9)	1,762	2.9
保健	516,879 (41.2)	530,527 (41.5)	13,648	2.6
家族	90,567 (7.2)	96,730 (7.6)	6,164	6.8
積極的労働市場政策	8,567 (0.7)	8,303 (0.6)	△ 264	△ 3.1
失業	8,535 (0.7)	8,964 (0.7)	429	5.0
住宅	6,084 (0.5)	6,028 (0.5)	△ 56	△ 0.9
他の政策分野	16,231 (1.3)	17,338 (1.4)	1,106	6.8

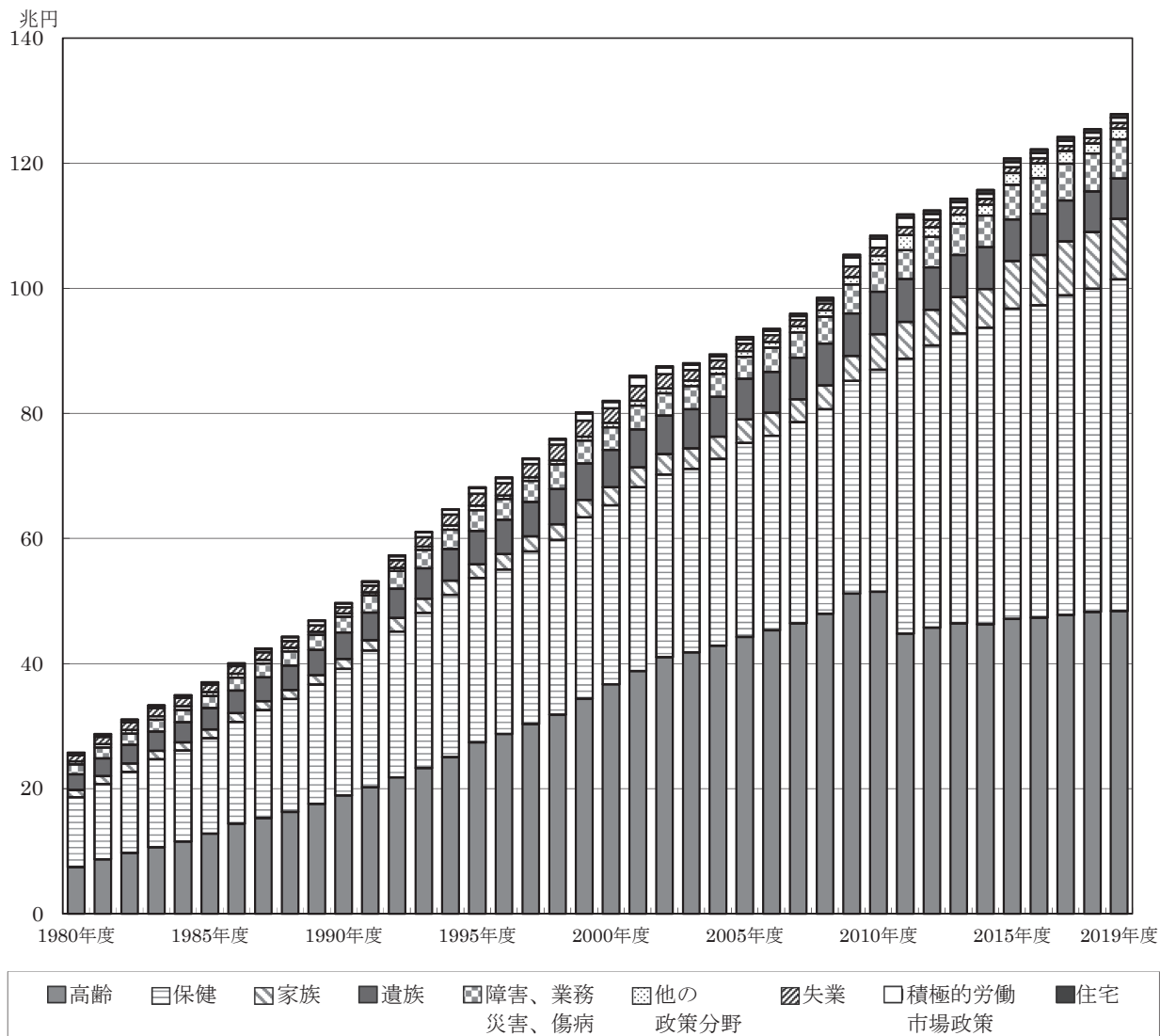
(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 政策分野別の項目説明は、56-67頁を参照。

表5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

社会支出	2018年度	2019年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
合 計	22.54	22.85	0.31
高齢	8.66	8.65	△ 0.01
遺族	1.17	1.15	△ 0.01
障害、業務災害、傷病	1.09	1.11	0.03
保健	9.28	9.48	0.20
家族	1.63	1.73	0.10
積極的労働市場政策	0.15	0.15	△ 0.01
失業	0.15	0.16	0.01
住宅	0.11	0.11	△ 0.00
他の政策分野	0.29	0.31	0.02

図1 我が国の政策分野別社会支出の推移



(注) 2010年度以前と2011年度以降で「高齢」と「保健」の集計方法が異なることから、推移をみる際は注意が必要である。詳細は、時系列表第1表の注を参照のこと。

(出所) 31頁「第1表 政策分野別社会支出の推移」より作成。

(2) 社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比でみると、2017年度時点で日本は、イギリスより大きい、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカと比較すると小さくなっている。

図2 政策分野別社会支出の国際比較（2017年度）

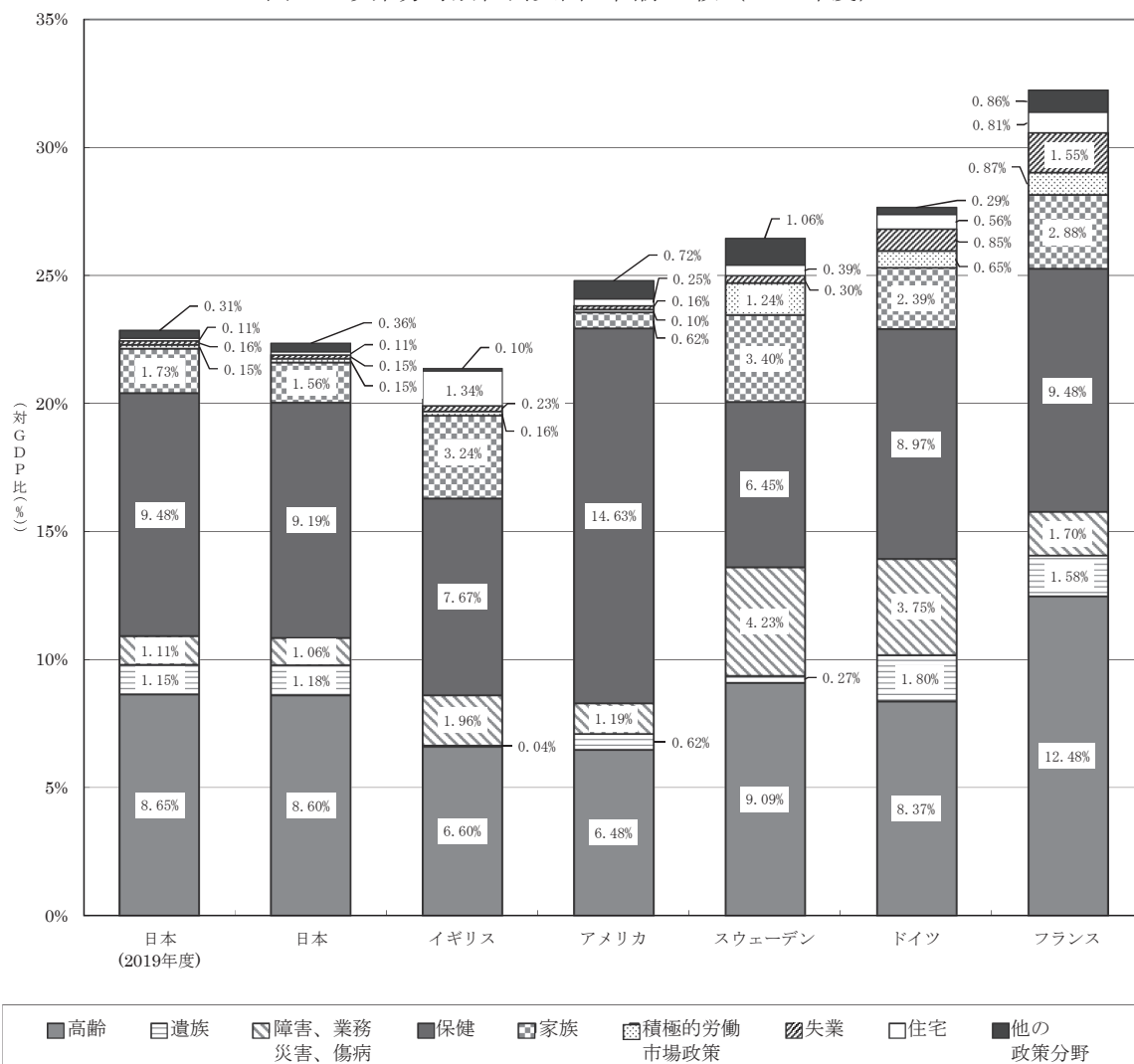


表6 社会支出の国際比較（2017年度）

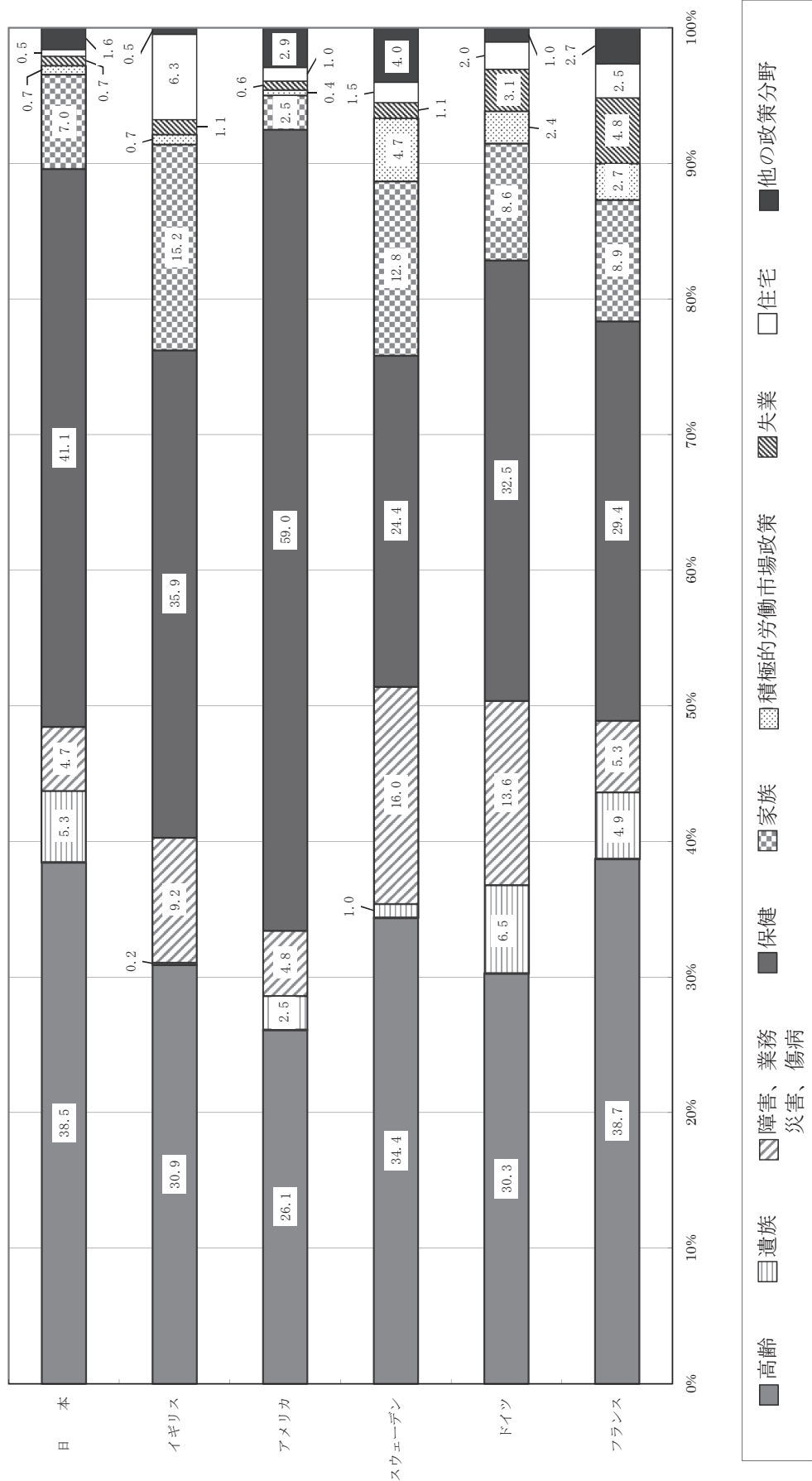
社会支出	日本 (2019年度)	日本	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ドイツ	フランス
社会支出 対国内総生産比	22.85%	22.36%	21.36%	24.78%	26.44%	27.64%	32.21%
(参考) 対国民所得比	31.87%	31.01%	29.68%	31.15%	41.08%	37.01%	45.57%

(注) アメリカについては、2014年にいわゆるオバマケア（Patient Protection and Affordable Care Act）が施行され、個人に対し医療保険への加入が原則義務化されたことに伴い、それまで任意私的支出（Voluntary Private Expenditure）とされてきた民間の医療保険支出が、義務的私的支出（Mandatory Private Expenditure）として社会支出に計上されることになった。

(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database（令和3年5月24日時点）による。
国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」、
諸外国はOECD Annual National Accounts Database（令和3年5月24日時点）による。

(出所) 上記資料より国立社会保障・人口問題研究所が作成。

図3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2017年度）



3. 社会保障給付費とその財源

(1) 部門別社会保障給付費

2019年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が40兆7,226億円（32.9%）、「年金」が55兆4,520億円（44.7%）、「福祉その他」が27兆7,494億円（22.4%）である。

表7 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,213,987 (100.0)	1,239,241 (100.0)	25,254	2.1
医療	397,480 (32.7)	407,226 (32.9)	9,746	2.5
年金	552,581 (45.5)	554,520 (44.7)	1,939	0.4
福祉その他	263,926 (21.7)	277,494 (22.4)	13,569	5.1
介護対策(再掲)	103,885 (8.6)	107,361 (8.7)	3,476	3.3

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 部門別の項目説明は、27頁、51頁を参照。

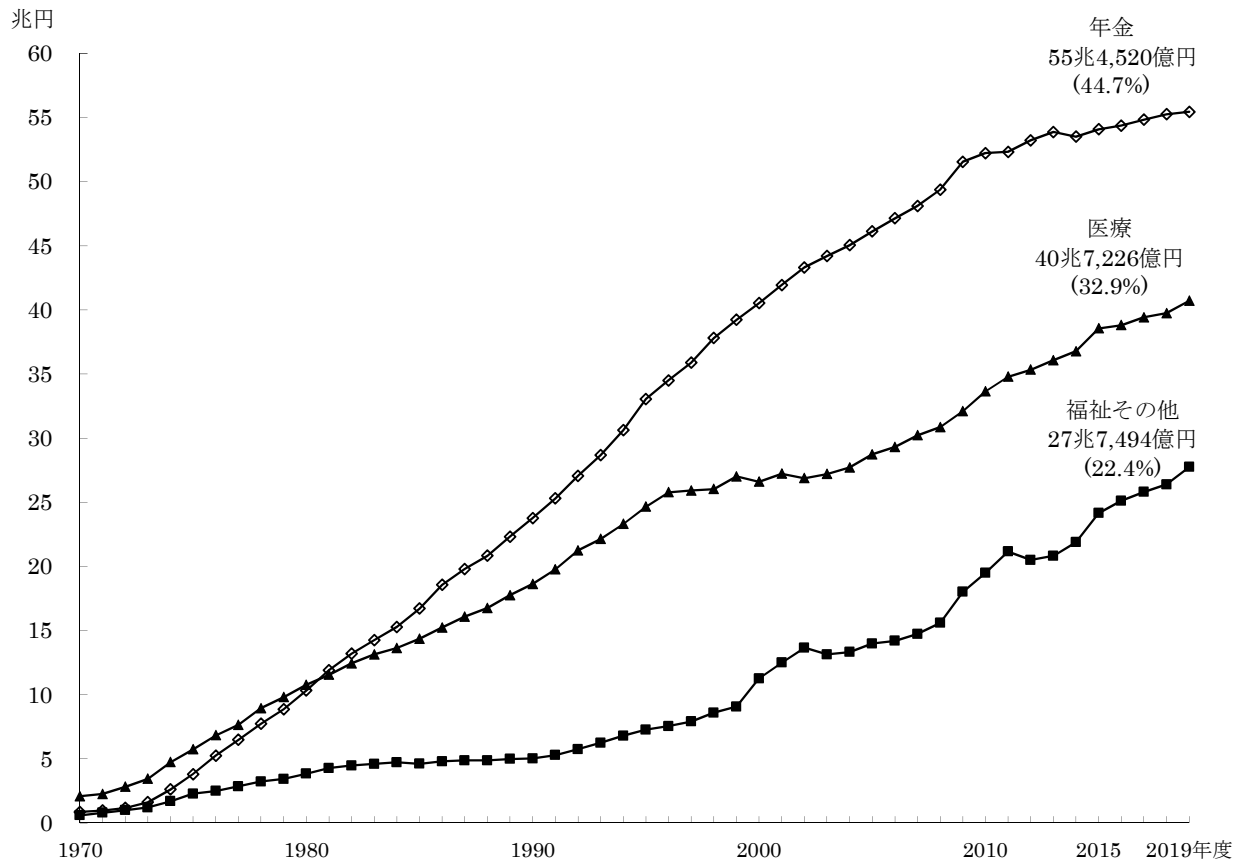
表8 部門別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2018年度	2019年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	21.80 (30.18)	22.14 (30.88)	0.34 (0.70)
医療	7.14 (9.88)	7.28 (10.15)	0.14 (0.27)
年金	9.92 (13.74)	9.91 (13.82)	△ 0.02 (0.08)
福祉その他	4.74 (6.56)	4.96 (6.92)	0.22 (0.35)
介護対策(再掲)	1.87 (2.58)	1.92 (2.68)	0.05 (0.09)

(注) () 内は国民所得比である。

(資料) 国内総生産及び国民所得は、内閣府「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」による。

図4 部門別社会保障給付費の推移



(出所) 38頁「第8表 社会保障給付費の部門別推移」より作成。

(2) 機能別社会保障給付費

2019年度の社会保障給付費を機能別にみると「高齢」が全体の46.7%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.5%であり、この2つの機能で78.2%を占めている。これ以外の機能では、「家族」（7.4%）、「遺族」（5.2%）、「障害」（4.0%）、「生活保護その他」（2.8%）、「失業」（1.2%）、「労働災害」（0.8%）、「住宅」（0.5%）の順となっている。

表 9 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,213,987 (100.0)	1,239,241 (100.0)	25,254	2.1
高齢	572,766 (47.2)	578,347 (46.7)	5,581	1.0
遺族	64,976 (5.4)	64,499 (5.2)	△ 477	△ 0.7
障害	47,506 (3.9)	49,001 (4.0)	1,495	3.1
労働災害	9,182 (0.8)	9,305 (0.8)	123	1.3
保健医療	380,830 (31.4)	390,815 (31.5)	9,986	2.6
家族	84,894 (7.0)	91,908 (7.4)	7,014	8.3
失業	14,297 (1.2)	14,635 (1.2)	337	2.4
住宅	6,032 (0.5)	6,028 (0.5)	△ 4	△ 0.1
生活保護その他	33,503 (2.8)	34,703 (2.8)	1,199	3.6

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、71・73頁を参照。

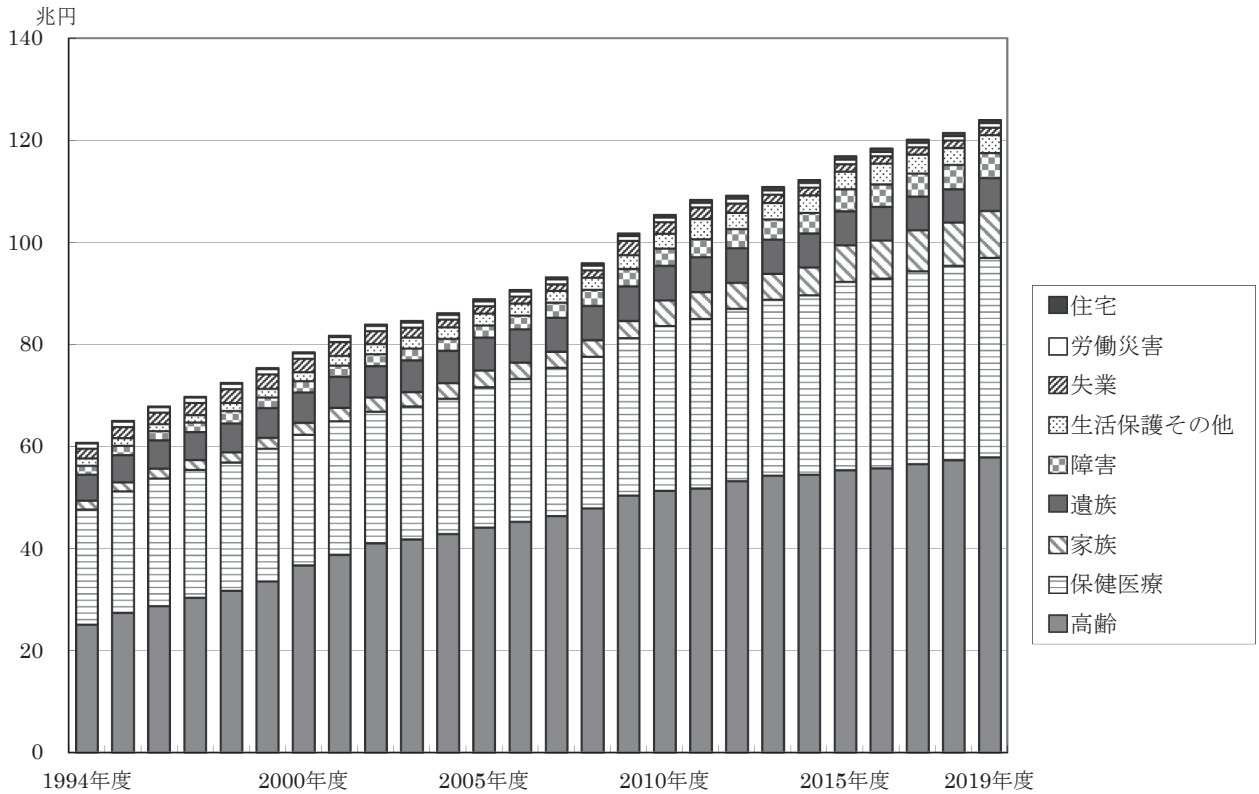
表10 機能別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2018年度	2019年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	21.80 (30.18)	22.14 (30.88)	0.34 (0.70)
高齢	10.29 (14.24)	10.33 (14.41)	0.05 (0.17)
遺族	1.17 (1.62)	1.15 (1.61)	△ 0.01 (△ 0.01)
障害	0.85 (1.18)	0.88 (1.22)	0.02 (0.04)
労働災害	0.16 (0.23)	0.17 (0.23)	0.00 (0.00)
保健医療	6.84 (9.47)	6.98 (9.74)	0.14 (0.27)
家族	1.52 (2.11)	1.64 (2.29)	0.12 (0.18)
失業	0.26 (0.36)	0.26 (0.36)	0.00 (0.01)
住宅	0.11 (0.15)	0.11 (0.15)	△ 0.00 (0.00)
生活保護その他	0.60 (0.83)	0.62 (0.86)	0.02 (0.03)

（注）（ ）内は対国民所得比である。

（資料）国内総生産及び国民所得は、内閣府「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」による。

図5 機能別社会保障給付費の推移



（出所）43頁「第13表 機能別社会保障給付費の推移」より作成。

(3) 社会保障財源

2019年度の社会保障財源の総額は132兆3,746億円であり、対前年度伸び率は0.2%の減少（2,297億円の減少）となった。項目別の構成割合をみると、社会保険料が55.9%、公費負担が39.2%、他の収入が4.9%となっている。

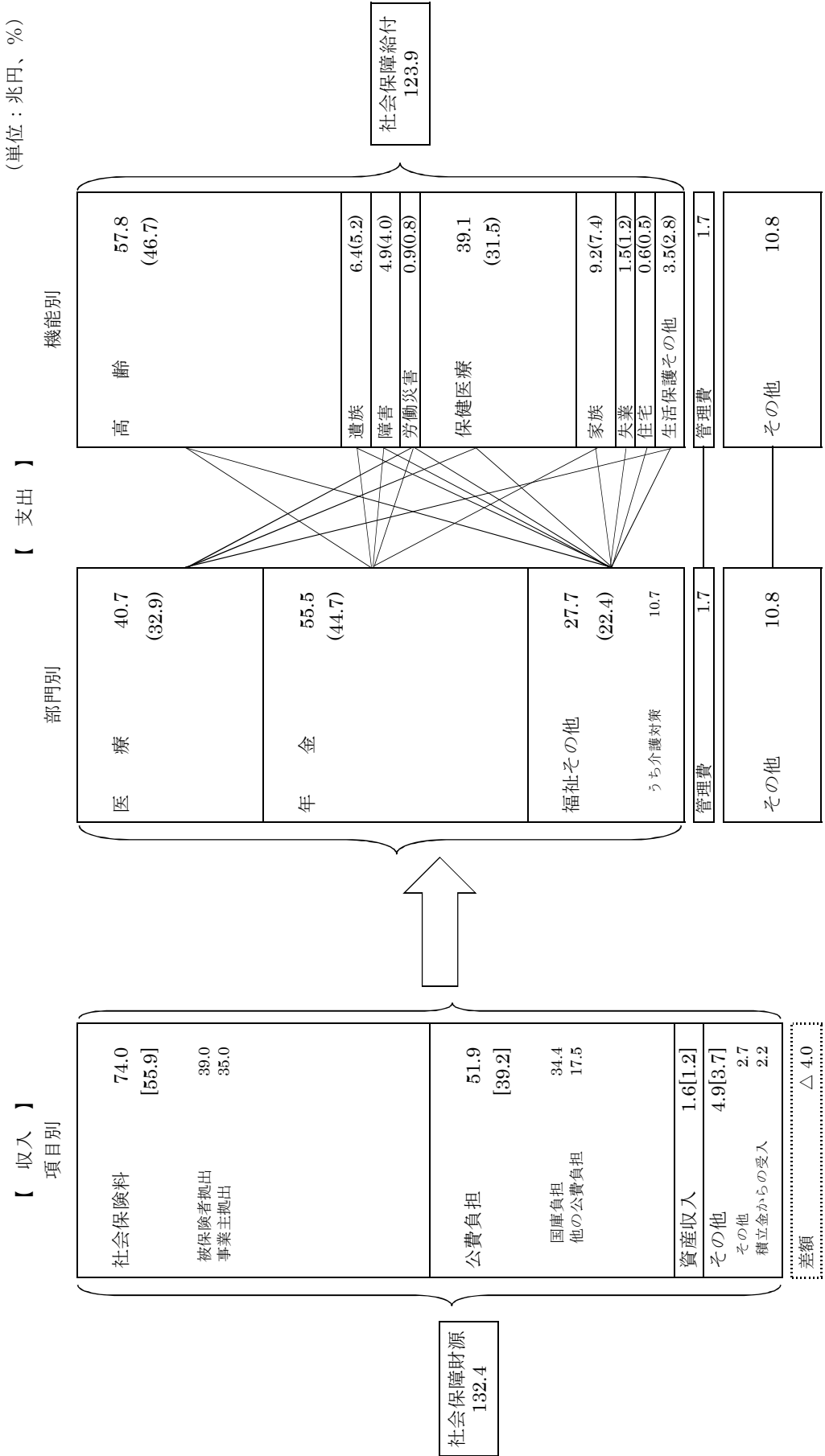
表11 項目別社会保障財源

社会保障財源	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,326,043 (100.0)	1,323,746 (100.0)	△ 2,297	△ 0.2
社会保険料	725,926 (54.7)	740,082 (55.9)	14,157	2.0
被保険者拠出	383,382 (28.9)	389,665 (29.4)	6,284	1.6
事業主拠出	342,544 (25.8)	350,417 (26.5)	7,873	2.3
公費負担	503,913 (38.0)	519,137 (39.2)	15,225	3.0
国庫負担	335,997 (25.3)	344,067 (26.0)	8,071	2.4
他の公費負担	167,916 (12.7)	175,070 (13.2)	7,154	4.3
他の収入	96,205 (7.3)	64,526 (4.9)	△ 31,678	△ 32.9
資産収入	44,286 (3.3)	15,944 (1.2)	△ 28,341	△ 64.0
その他	51,919 (3.9)	48,582 (3.7)	△ 3,337	△ 6.4

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。「他の公費負担」とは、①国の制度等に基づいて地方公共団体が負担しているもの、②地方公共団体の義務的経費に付随して、地方公共団体が独自に負担をしているもの、である。ただし、国の制度等に基づかず地方公共団体が独自に行っている事業については、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。
3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

図 6 ILO基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図 (2019年度)



(注)

1. 2019年度の社会保障財源は132.4兆円（他制度からの移転を除く）であり、〔 〕内は社会保障財源に対する割合。

2. 2019年度の社会保障給付費は123.9兆円であり、（ ）内は社会保障給付費に対する割合。

3. 収入のその他には積立金からの受入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。

4. 差額は社会保障財源（132.4兆円）と社会保障給付（123.9兆円）の計（136.4兆円）の差であり、他制度からの移転、他制度への移転を含まない。

Ⅱ 集 計 表

集計表 1 2019年度社会支出集計表

(単位：百万円)

	社会支出
合計	127,899,606
高齢	48,411,400
現金	47,203,756
退職年金	46,569,734
早期退職年金	—
その他の現金給付	634,022
現物	1,207,644
介護、ホームヘルプサービス	1,079,602
その他の現物給付	128,042
遺族	6,459,971
現金	6,392,451
遺族年金	6,326,057
その他の現金給付	66,394
現物	67,520
埋葬費	67,409
その他の現物給付	111
障害、業務災害、傷病	6,239,215
現金	3,548,704
障害年金	2,134,071
年金（業務災害）	419,418
休業給付（業務災害）	99,054
休業給付（傷病手当）	443,964
その他の現金給付	452,197
現物	2,690,511
介護、ホームヘルプサービス	2,354,146
機能回復支援	3,227
その他の現物給付	333,138
保健	53,052,694
現金	—
現物	53,052,694
家族	9,673,049
現金	3,674,280
家族手当	2,825,798
出産、育児休業	830,448
その他の現金給付	18,034
現物	5,998,769
就学前教育・保育	4,492,641
ホームヘルプ、施設	831,371
その他の現物給付	674,758
積極的労働市場政策	830,346
公的雇用サービスと行政	366,194
訓練	73,538
雇用奨励金	324,990
障害者雇用支援とリハビリテーション	53,990
直接的な仕事創出	11,615
仕事を始める奨励金	20
失業	896,379
現金	896,379
失業給付、退職手当	896,379
労働市場事由による早期退職	—
住宅	602,794
現金	—
住宅手当	—
その他の現金給付	—
現物	602,794
住宅扶助	602,794
その他の現物給付	—
他の政策分野	1,733,758
現金	1,255,730
所得補助	1,213,418
その他の現金給付	42,312
現物	478,028
社会的支援	51,695
その他の現物給付	426,333

(注) 集計表 1 はOECD 社会支出の基準に従い算出したものである。

集計表 2 2019年度社会保障給付費収支表 ①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	5,337,616	5,263,608	—	1,261,614
(B)組合管掌健康保険	4,269,201	5,005,526	—	79,400
2.国民健康保険	3,139,228	—	—	3,744,616
退職者医療制度（再掲）	3,499	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	1,294,897	—	—	5,283,878
4.介護保険	2,394,886	—	—	2,546,421
5.厚生年金保険	16,309,830	16,309,830	—	10,092,208
6.厚生年金基金	30,854	57,329	—	—
7.石炭鉱業年金基金	—	1	—	—
8.国民年金	1,345,813	—	—	1,815,006
9.国民年金基金	98,237	—	—	3,136
10.農業者年金基金	—	—	—	119,529
11.船員保険	16,837	20,728	—	3,017
12.農林漁業団体職員共済組合	—	27,506	—	206
13.日本私立学校振興・共済事業団	414,662	408,512	—	135,866
14.雇用保険	554,941	1,109,532	—	25,083
15.労働者災害補償保険	—	862,654	—	114
家族手当				
16.児童手当	—	822,023	—	1,196,131
公務員				
17.国家公務員共済組合	1,013,671	1,195,256	—	300,645
18.存続組合等	—	95,204	—	299
19.地方公務員等共済組合	2,726,340	3,196,949	—	5,906
20.旧令共済組合等	—	—	—	2,610
21.国家公務員災害補償等	—	10,896	—	—
22.地方公務員等災害補償	0	34,163	—	—
23.旧公共企業体職員業務災害	—	4,271	—	—
24.国家公務員恩給	—	6,355	—	31
25.地方公務員恩給	—	7,281	—	—
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	—	—	—	568,998
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	—	—	—	2,737,117
28.社会福祉	—	—	—	3,979,106
雇用対策				
29.雇用対策	—	—	—	17,570
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	—	—	—	252,320
他の社会保障制度	19,513	604,077	—	235,888
地方単独事業（再掲）	—	—	—	—
総 計	38,966,524	35,041,699	—	34,406,713

(単位：百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
—	—	65,492	11,928,330	226	11,928,556	1.(A)
—	20,477	430,457	9,805,062	135	9,805,197	1.(B)
1,763,706	—	741,580	9,389,131	3,509,496	12,898,627	2.
—	—	—	3,499	6,224	9,723	
2,910,411	—	546,490	10,035,676	6,521,974	16,557,650	3.
3,246,765	456	311,809	8,500,337	2,789,614	11,289,951	4.
—	—	215,642	42,927,508	4,923,447	47,850,956	5.
—	—	6,045	94,228	268,844	363,072	6.
—	—	695	696	—	696	7.
—	1,495	1,055,752	4,218,065	21,489,239	25,707,304	8.
—	—	9	101,381	—	101,381	9.
—	—	64,926	184,455	—	184,455	10.
—	1	1,918	42,500	5,800	48,301	11.
—	3,908	370	31,989	—	31,989	12.
7,557	119,704	1,372	1,087,672	284,732	1,372,404	13.
—	434	822,327	2,512,317	—	2,512,317	14.
—	120,330	219,206	1,202,304	—	1,202,304	15.
852,267	—	271,942	3,142,363	—	3,142,363	16.
—	163,860	55,185	2,728,617	1,124,959	3,853,576	17.
—	2,074	477	98,055	—	98,055	18.
746,437	1,160,497	6,378	7,842,507	3,428,161	11,270,668	19.
—	—	—	2,610	—	2,610	20.
—	—	—	10,896	—	10,896	21.
—	858	5,168	40,189	—	40,189	22.
—	—	—	4,271	—	4,271	23.
—	—	—	6,386	—	6,386	24.
—	—	—	7,281	—	7,281	25.
197,723	—	—	766,721	—	766,721	26.
911,710	—	—	3,648,827	—	3,648,827	27.
3,634,676	—	—	7,613,781	—	7,613,781	28.
1,187	—	—	18,757	—	18,757	29.
—	—	—	252,320	—	252,320	30.
3,234,591	344	34,959	4,129,371	—	4,129,371	
3,144,514	—	—	3,144,514	—	3,144,514	
17,507,032	1,594,438	4,858,198	132,374,602	44,346,627	176,721,230	

集計表 2 2019年度社会保障給付費収支表 ②

	支			
	給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	6,144,093	313,070	—	—
(B)組合管掌健康保険	4,177,763	249,454	—	—
2.国民健康保険	9,277,480	13,230	—	—
退職者医療制度（再掲）	10,526	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	15,711,072	—	—	—
4.介護保険	—	—	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	—
6.厚生年金基金	—	—	—	—
7.石炭鉱業年金基金	—	—	—	—
8.国民年金	—	—	—	—
9.国民年金基金	—	—	—	—
10.農業者年金基金	—	—	—	—
11.船員保険	18,809	2,069	1,648	—
12.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
13.日本私立学校振興・共済事業団	141,132	9,009	—	—
14.雇用保険	—	570,935	—	—
15.労働者災害補償保険	—	—	262,196	29,094
家族手当				
16.児童手当	—	—	—	—
公務員				
17.国家公務員共済組合	258,205	11,786	—	—
18.存続組合等	—	—	—	—
19.地方公務員等共済組合	758,143	110,043	—	—
20.旧令共済組合等	10	393	—	—
21.国家公務員災害補償等	—	—	1,823	23
22.地方公務員等災害補償	—	—	12,058	392
23.旧公共企業体職員業務災害	—	—	78	—
24.国家公務員恩給	—	—	—	—
25.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	454,898	70,300	—	—
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	1,825,631	384	—	—
28.社会福祉	565,272	—	—	—
雇用対策				
29.雇用対策	—	—	—	—
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	23	—	—	—
他の社会保障制度	1,112,274	5,914	—	—
地方単独事業（再掲）	1,084,532	—	—	—
総 計	40,444,805	1,356,585	277,802	29,509

(単位：百万円)

出					
付					
災 害		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
現 金					
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1.(A)
—	—	—	—	—	1.(B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	23,528,483	—	—	5.
—	—	967,357	—	—	6.
—	—	584	—	—	7.
—	—	23,743,255	—	—	8.
—	—	224,133	—	—	9.
—	—	82,372	—	—	10.
4,185	433	—	—	—	11.
—	—	7,670	—	—	12.
—	—	322,707	—	—	13.
—	—	—	1,363,296	—	14.
387,379	201,420	—	18,059	—	15.
—	—	—	—	2,067,806	16.
3,227	—	1,452,111	—	—	17.
1,514	—	64,639	—	—	18.
38	—	4,393,227	—	—	19.
—	—	436	—	—	20.
7,278	1,772	—	—	—	21.
15,271	3,369	—	—	—	22.
2,992	1,119	—	—	—	23.
—	—	6,355	—	—	24.
—	—	7,281	—	—	25.
—	—	1,890	—	—	26.
—	—	—	—	—	27.
—	—	—	—	723,741	28.
—	—	—	3,445	—	29.
—	—	191,664	—	—	30.
—	—	35,994	70,407	—	
—	—	—	—	—	
421,884	208,113	55,030,161	1,455,208	2,791,546	

集計表 2 2019年度社会保障給付費収支表 ③

	支 給			
	介護対策		そ の 他	
	現 物	現 金	医療以外の 現物	現 金
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	—	—	—	1,953
(B)組合管掌健康保険	—	—	—	1,637
2.国民健康保険	—	—	—	7,799
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	—	—	—	42,429
4.介護保険	10,526,163	—	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	43,181
6.厚生年金基金	—	—	—	20,370
7.石炭鉱業年金基金	—	—	—	5
8.国民年金	—	—	—	2,832
9.国民年金基金	—	—	—	14,000
10.農業者年金基金	—	—	—	126
11.船員保険	—	—	—	145
12.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	8,353
13.日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	902
14.雇用保険	—	5,992	3,438	—
15.労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
16.児童手当	—	—	592,406	—
公務員				
17.国家公務員共済組合	—	87	—	1,054
18.存続組合等	—	—	—	—
19.地方公務員等共済組合	—	855	—	3,166
20.旧令共済組合等	—	—	—	—
21.国家公務員災害補償等	—	—	—	—
22.地方公務員等災害補償	—	—	—	—
23.旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
24.国家公務員恩給	—	—	—	—
25.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	2,554	4	21,941	131,807
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	93,407	—	—	1,688,505
28.社会福祉	1,339	—	5,829,713	178,407
雇用対策				
29.雇用対策	—	—	—	—
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	—	—	70	57,481
他の社会保障制度	105,650	—	1,939,495	581,216
地方単独事業（再掲）	101,903	—	1,862,432	—
総 計	10,729,113	6,938	8,387,063	2,785,368

(単位：百万円)

出					
付	管理費	運用損失	その他	小 計	
計					
6,459,115	122,536	—	121,262	6,702,913	1.(A)
4,428,855	140,650	—	250,242	4,819,747	1.(B)
9,298,509	255,095	—	338,543	9,892,146	2.
10,526	—	—	—	10,526	
15,753,501	80,013	—	357,042	16,190,556	3.
10,526,163	242,490	—	123,479	10,892,132	4.
23,571,664	255,208	7,860,494	33,180	31,720,546	5.
987,727	26,184	345,863	1,403	1,361,177	6.
589	95	182	1	867	7.
23,746,087	108,333	459,536	48,100	24,362,056	8.
238,133	6,503	173,766	8,599	427,001	9.
82,498	1,437	—	100,422	184,357	10.
27,289	3,127	—	112	30,527	11.
16,023	2,148	—	59	18,231	12.
473,751	6,955	—	95	480,800	13.
1,943,661	114,205	—	37,554	2,095,420	14.
898,147	59,941	—	62,195	1,020,283	15.
2,660,212	31,848	—	32,426	2,724,486	16.
1,726,470	11,785	—	1,902	1,740,157	17.
66,154	1,057	—	—	67,211	18.
5,265,472	32,350	—	2,212	5,300,034	19.
839	167	—	1,604	2,610	20.
10,896	—	—	—	10,896	21.
31,090	2,536	—	48	33,674	22.
4,189	—	—	82	4,271	23.
6,355	31	—	—	6,386	24.
7,281	—	—	—	7,281	25.
683,394	9,071	—	74,255	766,721	26.
3,607,927	40,901	—	—	3,648,827	27.
7,298,472	17,753	—	297,557	7,613,781	28.
3,445	58	—	15,254	18,757	29.
249,238	3,082	—	—	252,320	30.
3,850,950	142,630	—	19,172	4,012,752	
3,048,868	95,646	—	—	3,144,514	
123,924,096	1,718,189	8,839,841	1,926,800	136,408,926	

集計表 2 2019年度社会保障給付費収支表 ④

(単位：百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	4,691,713	11,394,625	533,931	1.(A)
(B)組合管掌健康保険	4,358,921	9,178,668	626,529	1.(B)
2.国民健康保険	2,463,565	12,355,712	542,915	2.
退職者医療制度（再掲）	—	10,526	△ 803	
3.後期高齢者医療制度	—	16,190,556	367,094	3.
4.介護保険	—	10,892,132	397,819	4.
5.厚生年金保険	24,066,689	55,787,235	△ 7,936,279	5.
6.厚生年金基金	965	1,362,142	△ 999,070	6.
7.石炭鉱業年金基金	—	867	△ 172	7.
8.国民年金	552,096	24,914,152	793,152	8.
9.国民年金基金	—	427,001	△ 325,620	9.
10.農業者年金基金	—	184,357	98	10.
11.船員保険	13,126	43,653	4,648	11.
12.農林漁業団体職員共済組合	—	18,231	13,759	12.
13.日本私立学校振興・共済事業団	728,195	1,208,995	163,409	13.
14.雇用保険	—	2,095,420	416,896	14.
15.労働者災害補償保険	14,451	1,034,734	167,569	15.
家族手当				
16.児童手当	—	2,724,486	417,877	16.
公務員				
17.国家公務員共済組合	2,077,063	3,817,220	36,355	17.
18.存続組合等	62,772	129,983	△ 31,928	18.
19.地方公務員等共済組合	5,395,842	10,695,877	574,791	19.
20.旧令共済組合等	—	2,610	—	20.
21.国家公務員災害補償等	—	10,896	—	21.
22.地方公務員等災害補償	—	33,674	6,514	22.
23.旧公共企業体職員業務災害	—	4,271	—	23.
24.国家公務員恩給	—	6,386	—	24.
25.地方公務員恩給	—	7,281	—	25.
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	—	766,721	—	26.
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	—	3,648,827	—	27.
28.社会福祉	—	7,613,781	—	28.
雇用対策				
29.雇用対策	—	18,757	—	29.
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	—	252,320	—	30.
他の社会保障制度	—	4,012,752	116,619	
地方単独事業（再掲）	—	3,144,514	—	
総 計	44,425,398	180,834,324	△ 4,113,094	

(注)

1. 集計表2については、各制度の年報等による2019年度決算の数値を、ILO事務局『第18次社会保障費用調査』の分類に従って単純集計したものである。
2. 後期高齢者医療制度の財源のうち、後期高齢者支援金は健康保険等の「他制度への移転」として記録され、その受入は後期高齢者医療制度の「他制度からの移転」に計上される。
3. 2017年度まで集計表2に含まれていた「老人保健」は、2008年の老人保健制度廃止に伴う清算事務の終了により、削除した。
4. 介護保険の第1号被保険者拠出は介護保険の拠出に含むが、第2号被保険者拠出は健康保険等の拠出に計上され、それが介護保険に移転する形で記録される（健康保険等の「他制度への移転」及び介護保険の「他制度からの移転」）。第2号被保険者拠出分を介護保険の被保険者拠出及び事業主拠出に再集計した集計結果は、巻末参考資料4. 第16表（ホームページ掲載）を参照のこと。
5. 厚生年金保険及び国民年金の「資産収入」は、厚生労働省『令和元年度 年金積立金の運用状況について』中、年金積立金の運用実績を参照して計上している。
6. 厚生年金基金の年金額には代行部分を含む。
7. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
8. 国民年金の第2号被保険者拠出は被用者年金保険料と併せて徴収されるが、うち基礎年金部分については、被用者保険から国民年金に移転する形で記録される（被用者保険の「他制度への移転」及び国民年金の「他制度からの移転」）。
9. 農林漁業団体職員共済組合は、2002年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
10. 2015年10月に共済年金が厚生年金に統一されたことに伴って創設された退職等年金給付及びその保険料、経過的長期給付は、各共済組合の収支表に計上されている。
11. 1997年4月より旧公共企業体職員共済組合は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金保険に統合されたが、一部年金給付については、存続組合等に引き継がれている。
12. 国家公務員災害補償等には、一般職の国家公務員を対象とする国家公務員災害補償以外に、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が含まれる。
13. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
14. 雇用保険は労働保険特別会計雇用勘定を、雇用対策は一般財源の収支を集計の対象としている。
15. 他の社会保障制度には、地方単独事業、医薬品副作用被害救済制度、生物由来製品感染被害救済制度、中小企業退職金共済制度、社会福祉施設職員等退職手当共済制度等、高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業等を含む。各制度の数値は巻末参考資料4. 第15表（ホームページ掲載）を参照のこと。地方単独事業には、原則として法令に基づき事業の実施が義務づけられることが明らかな事業を計上している。ただし、例外として、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。
16. 表頭の「家族手当」には、児童手当のほか、「28.社会福祉」中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
17. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。
18. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

備考 社会保障給付費収支表の項目説明

1. 収入項目
本公表資料における「社会保障財源」とは収入のうち「他制度からの移転」を除く「小計」を指す。
 - (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
 - (2) その他：積立金より受入等。
 - (3) 他制度からの移転：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、厚生年金交付金、介護給付費交付金等。
2. 支出項目
本公表資料における「社会保障給付費」とは支出のうち「管理費」「運用損失」「その他」「他制度への移転」を除く「給付一計」を指す。
 - (1) 管理費：業務取扱費、総務費、事務所費、日本年金機構運営費等。
 - (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
 - (3) その他：施設整備費等。
 - (4) 他制度への移転：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金、介護納付金等。
3. 収支差
「収入－収入合計」と「支出－支出合計」の差額が「収支差」である。
4. 部門別分類との対応関係
部門別分類は集計表2を基に再集計したものである。部門別「医療」は本表の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は本表の「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」は本表の「給付」のうち上記以外の項目の計である。

Ⅲ 時 系 列 表

第1表 政策分野別社会支出の推移（1980～2019年度）

（単位：億円）

年度	社 会 支 出									
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野
1980（昭和55）	257,944	74,875	25,218	15,568	111,627	11,539	3,759	9,764	601	4,992
1981（ 56）	287,529	86,999	28,272	17,339	120,826	12,460	4,196	11,238	690	5,510
1982（ 57）	310,937	97,121	30,214	17,886	129,970	13,113	3,690	12,493	775	5,676
1983（ 58）	333,525	106,479	31,064	18,550	140,753	13,185	3,542	13,167	855	5,931
1984（ 59）	349,769	115,563	32,334	19,087	145,313	13,238	3,417	13,680	937	6,199
1985（ 60）	370,475	127,970	33,894	19,642	152,953	14,054	3,517	11,257	993	6,195
1986（ 61）	400,777	143,962	35,951	21,077	162,736	14,136	3,816	12,143	1,017	5,941
1987（ 62）	424,159	153,303	37,923	22,261	172,379	14,511	4,974	12,126	1,034	5,648
1988（ 63）	443,344	162,809	38,920	22,709	180,673	14,608	6,444	10,629	1,036	5,516
1989（平成元）	469,399	175,917	40,449	24,071	190,439	14,969	7,318	9,922	1,041	5,272
1990（ 2）	497,246	189,175	42,195	25,215	202,619	15,740	6,353	9,770	1,026	5,153
1991（ 3）	531,576	202,430	44,272	27,222	218,394	16,640	5,880	10,562	1,027	5,149
1992（ 4）	573,045	218,333	46,586	28,328	233,049	21,756	6,391	12,541	1,048	5,014
1993（ 5）	611,001	232,920	48,609	29,631	248,363	22,438	7,624	15,053	1,115	5,247
1994（ 6）	647,100	250,669	50,982	30,590	259,571	22,321	7,615	17,137	1,207	7,008
1995（ 7）	681,944	274,065	53,521	32,991	263,004	21,801	9,054	18,896	1,275	7,338
1996（ 8）	698,087	287,636	54,813	33,138	263,004	24,467	8,431	19,654	1,376	5,567
1997（ 9）	728,467	303,431	54,791	33,535	275,870	24,437	7,911	21,208	1,496	5,787
1998（10）	759,746	318,311	56,525	39,623	279,425	24,914	8,372	24,815	1,615	6,147
1999（11）	801,858	343,849	58,227	36,650	289,892	27,984	11,679	25,254	1,802	6,520
2000（12）	820,478	367,141	59,617	36,139	286,259	28,824	10,031	23,494	2,007	6,967
2001（13）	860,120	388,057	60,918	37,956	294,173	31,467	13,958	23,830	2,240	7,522
2002（14）	875,900	410,607	61,747	35,397	291,529	32,876	10,521	22,597	2,521	8,105
2003（15）	880,534	418,267	62,557	37,155	293,048	33,117	8,341	16,575	2,823	8,650
2004（16）	894,268	428,636	63,386	36,599	298,798	35,700	6,412	12,477	3,073	9,188
2005（17）	922,627	442,758	64,642	35,292	310,331	37,536	6,822	11,714	4,290	9,242
2006（18）	935,546	453,077	65,350	38,447	311,452	36,763	6,622	10,848	3,621	9,364
2007（19）	959,666	464,468	66,200	40,543	321,531	36,777	6,261	10,349	3,762	9,775
2008（20）	984,849	479,556	66,800	42,783	327,162	38,310	5,331	10,842	3,980	10,085
2009（21）	1,054,144	511,989	67,521	46,465	340,306	39,976	14,400	16,886	4,570	12,032
2010（22）	1,084,436	514,971	68,023	44,857	354,907	56,722	14,212	12,912	5,129	12,701
2011（23）	1,118,461	447,767	68,103	46,376	439,951	59,038	15,276	12,538	5,470	23,944
2012（24）	1,124,884	457,707	67,904	48,440	451,288	56,963	9,467	11,797	5,735	15,582
2013（25）	1,143,635	464,290	67,514	49,928	463,820	57,772	8,810	10,734	5,876	14,890
2014（26）	1,157,381	462,852	66,759	50,861	474,613	61,624	8,180	9,591	5,929	16,973
2015（27）	1,208,210	471,816	66,792	55,423	495,802	76,022	8,235	9,285	6,228	18,608
2016（28）	1,222,412	473,447	65,793	56,810	499,709	80,412	8,023	8,649	6,093	23,475
2017（29）	1,242,372	478,004	65,618	58,732	510,779	86,451	8,344	8,430	6,131	19,881
2018（30）	1,255,014	482,446	65,074	60,630	516,879	90,567	8,567	8,535	6,084	16,231
2019（令和元）	1,278,996	484,114	64,600	62,392	530,527	96,730	8,303	8,964	6,028	17,338

（注）

1. 本表はOECD社会支出の基準に従い算出したものである。
2. 1980年度から2010年度までの「保健」は、OECD Health Statisticsの「公的保健医療支出」から補装具費等と介護保険のうち医療・看護系サービスに関する費用を除いて集計している。「公的保健医療支出」にはこれらの費用が含まれるが、社会保障費用統計ではそれぞれ「保健」以外の政策分野に計上しているためである。
3. 2011年度以降の「保健」は、国立社会保障・人口問題研究所による集計である。SHA（A System of Health Accounts）基準の改定（2011年）及びOECD社会支出の基準マニュアルの改定（2019年）に伴い、長期療養・介護サービスのうち医療・看護系サービス及び入浴・食事・排泄等のADL（日常生活動作）に関する支援サービスは「保健」に位置づけることとなった。介護保険サービス等については、2010年度までは全て「高齢」に計上されているが、SHA基準が改定された2011年度以降は改定後の基準により集計を行っているため、2010年度と2011年度の間で「保健」と「高齢」に段差が生じている。
4. 2010年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
5. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
6. 2015年度に子ども・子育て支援新制度が施行されたことを契機として、「家族」のうち就学前教育・保育の集計方法を変更している。具体的には、2004年度から2014年度の公立保育所運営費及び1992年度から2014年度の就学前教育は推計値を用いていたが、2015年度以降は、決算値を用いて集計している。
7. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。
8. 政策分野別の項目説明は、56-67頁参照。

第2表 政策分野別社会支出の推移（対国内総生産比）（1980～2019年度）

（単位：％）

年度	社 会 支 出										国内総生産 (億円)
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野	
1980 (昭和55)	10.39	3.01	1.02	0.63	4.49	0.46	0.15	0.39	0.02	0.20	2,483,759
1981 (56)	10.86	3.29	1.07	0.66	4.57	0.47	0.16	0.42	0.03	0.21	2,646,417
1982 (57)	11.26	3.52	1.09	0.65	4.71	0.47	0.13	0.45	0.03	0.21	2,761,628
1983 (58)	11.55	3.69	1.08	0.64	4.87	0.46	0.12	0.46	0.03	0.21	2,887,727
1984 (59)	11.35	3.75	1.05	0.62	4.71	0.43	0.11	0.44	0.03	0.20	3,082,384
1985 (60)	11.21	3.87	1.03	0.59	4.63	0.43	0.11	0.34	0.03	0.19	3,303,968
1986 (61)	11.71	4.21	1.05	0.62	4.75	0.41	0.11	0.35	0.03	0.17	3,422,664
1987 (62)	11.71	4.23	1.05	0.61	4.76	0.40	0.14	0.33	0.03	0.16	3,622,967
1988 (63)	11.44	4.20	1.00	0.59	4.66	0.38	0.17	0.27	0.03	0.14	3,876,856
1989 (平成元)	11.29	4.23	0.97	0.58	4.58	0.36	0.18	0.24	0.03	0.13	4,158,852
1990 (2)	11.01	4.19	0.93	0.56	4.49	0.35	0.14	0.22	0.02	0.11	4,516,830
1991 (3)	11.22	4.27	0.93	0.57	4.61	0.35	0.12	0.22	0.02	0.11	4,736,076
1992 (4)	11.86	4.52	0.96	0.59	4.82	0.45	0.13	0.26	0.02	0.10	4,832,556
1993 (5)	12.66	4.83	1.01	0.61	5.15	0.46	0.16	0.31	0.02	0.11	4,826,076
1994 (6)	12.64	4.90	1.00	0.60	5.07	0.44	0.15	0.33	0.02	0.14	5,119,546
1995 (7)	12.98	5.22	1.02	0.63	5.01	0.42	0.17	0.36	0.02	0.14	5,253,045
1996 (8)	12.96	5.34	1.02	0.62	4.88	0.45	0.16	0.36	0.03	0.10	5,386,584
1997 (9)	13.43	5.59	1.01	0.62	5.09	0.45	0.15	0.39	0.03	0.11	5,425,005
1998 (10)	14.21	5.95	1.06	0.74	5.23	0.47	0.16	0.46	0.03	0.11	5,345,673
1999 (11)	15.12	6.48	1.10	0.69	5.47	0.53	0.22	0.48	0.03	0.12	5,302,975
2000 (12)	15.26	6.83	1.11	0.67	5.32	0.54	0.19	0.44	0.04	0.13	5,376,162
2001 (13)	16.31	7.36	1.16	0.72	5.58	0.60	0.26	0.45	0.04	0.14	5,274,084
2002 (14)	16.73	7.84	1.18	0.68	5.57	0.63	0.20	0.43	0.05	0.15	5,234,660
2003 (15)	16.73	7.95	1.19	0.71	5.57	0.63	0.16	0.31	0.05	0.16	5,262,226
2004 (16)	16.88	8.09	1.20	0.69	5.64	0.67	0.12	0.24	0.06	0.17	5,296,336
2005 (17)	17.27	8.29	1.21	0.66	5.81	0.70	0.13	0.22	0.08	0.17	5,341,097
2006 (18)	17.41	8.43	1.22	0.72	5.80	0.68	0.12	0.20	0.07	0.17	5,372,610
2007 (19)	17.82	8.63	1.23	0.75	5.97	0.68	0.12	0.19	0.07	0.18	5,384,840
2008 (20)	19.08	9.29	1.29	0.83	6.34	0.74	0.10	0.21	0.08	0.20	5,161,740
2009 (21)	21.19	10.29	1.36	0.93	6.84	0.80	0.29	0.34	0.09	0.24	4,973,668
2010 (22)	21.48	10.20	1.35	0.89	7.03	1.12	0.28	0.26	0.10	0.25	5,048,721
2011 (23)	22.37	8.95	1.36	0.93	8.80	1.18	0.31	0.25	0.11	0.48	5,000,405
2012 (24)	22.52	9.16	1.36	0.97	9.04	1.14	0.19	0.24	0.11	0.31	4,994,239
2013 (25)	22.31	9.06	1.32	0.97	9.05	1.13	0.17	0.21	0.11	0.29	5,126,856
2014 (26)	22.11	8.84	1.28	0.97	9.07	1.18	0.16	0.18	0.11	0.32	5,234,183
2015 (27)	22.34	8.73	1.24	1.02	9.17	1.41	0.15	0.17	0.12	0.34	5,407,394
2016 (28)	22.44	8.69	1.21	1.04	9.17	1.48	0.15	0.16	0.11	0.43	5,448,272
2017 (29)	22.36	8.60	1.18	1.06	9.19	1.56	0.15	0.15	0.11	0.36	5,556,874
2018 (30)	22.54	8.66	1.17	1.09	9.28	1.63	0.15	0.15	0.11	0.29	5,568,279
2019 (令和元)	22.85	8.65	1.15	1.11	9.48	1.73	0.15	0.16	0.11	0.31	5,596,988

（注） 第1表に同じ。

（資料） 国内総生産は、内閣府「国民経済計算」による。

第3表 社会支出・国内総生産の対前年度伸び率の推移（1981～2019年度）

(単位：％)

年度	社 会 支 出										国内総生産
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野	
1981 (昭和56)	11.5	16.2	12.1	11.4	8.2	8.0	11.6	15.1	14.7	10.4	6.5
1982 (57)	8.1	11.6	6.9	3.2	7.6	5.2	△ 12.1	11.2	12.4	3.0	4.4
1983 (58)	7.3	9.6	2.8	3.7	8.3	0.6	△ 4.0	5.4	10.3	4.5	4.6
1984 (59)	4.9	8.5	4.1	2.9	3.2	0.4	△ 3.5	3.9	9.6	4.5	6.7
1985 (60)	5.9	10.7	4.8	2.9	5.3	6.2	2.9	△ 17.7	6.0	△ 0.1	7.2
1986 (61)	8.2	12.5	6.1	7.3	6.4	0.6	8.5	7.9	2.5	△ 4.1	3.6
1987 (62)	5.8	6.5	5.5	5.6	5.9	2.7	30.3	△ 0.1	1.7	△ 4.9	5.9
1988 (63)	4.5	6.2	2.6	2.0	4.8	0.7	29.6	△ 12.4	0.2	△ 2.3	7.0
1989 (平成元)	5.9	8.1	3.9	6.0	5.4	2.5	13.6	△ 6.6	0.5	△ 4.4	7.3
1990 (2)	5.9	7.5	4.3	4.8	6.4	5.1	△ 13.2	△ 1.5	△ 1.5	△ 2.2	8.6
1991 (3)	6.9	7.0	4.9	8.0	7.8	5.7	△ 7.4	8.1	0.1	△ 0.1	4.9
1992 (4)	7.8	7.9	5.2	4.1	6.7	30.7	8.7	18.7	2.1	△ 2.6	2.0
1993 (5)	6.6	6.7	4.3	4.6	6.6	3.1	19.3	20.0	6.4	4.7	△ 0.1
1994 (6)	5.9	7.6	4.9	3.2	4.5	△ 0.5	△ 0.1	13.8	8.2	33.6	6.1
1995 (7)	5.4	9.3	5.0	7.8	1.3	△ 2.3	18.9	10.3	5.7	4.7	2.6
1996 (8)	2.4	5.0	2.4	0.4	0.0	12.2	△ 6.9	4.0	7.9	△ 24.1	2.5
1997 (9)	4.4	5.5	△ 0.0	1.2	4.9	△ 0.1	△ 6.2	7.9	8.7	4.0	0.7
1998 (10)	4.3	4.9	3.2	18.2	1.3	1.9	5.8	17.0	7.9	6.2	△ 1.5
1999 (11)	5.5	8.0	3.0	△ 7.5	3.7	12.3	39.5	1.8	11.6	6.1	△ 0.8
2000 (12)	2.3	6.8	2.4	△ 1.4	△ 1.3	3.0	△ 14.1	△ 7.0	11.3	6.8	1.4
2001 (13)	4.8	5.7	2.2	5.0	2.8	9.2	39.2	1.4	11.6	8.0	△ 1.9
2002 (14)	1.8	5.8	1.4	△ 6.7	△ 0.9	4.5	△ 24.6	△ 5.2	12.6	7.8	△ 0.7
2003 (15)	0.5	1.9	1.3	5.0	0.5	0.7	△ 20.7	△ 26.6	11.9	6.7	0.5
2004 (16)	1.6	2.5	1.3	△ 1.5	2.0	7.8	△ 23.1	△ 24.7	8.9	6.2	0.6
2005 (17)	3.2	3.3	2.0	△ 3.6	3.9	5.1	6.4	△ 6.1	39.6	0.6	0.8
2006 (18)	1.4	2.3	1.1	8.9	0.4	△ 2.1	△ 2.9	△ 7.4	△ 15.6	1.3	0.6
2007 (19)	2.6	2.5	1.3	5.4	3.2	0.0	△ 5.5	△ 4.6	3.9	4.4	0.2
2008 (20)	2.6	3.2	0.9	5.5	1.8	4.2	△ 14.8	4.8	5.8	3.2	△ 4.1
2009 (21)	7.0	6.8	1.1	8.6	4.0	4.3	170.1	55.8	14.8	19.3	△ 3.6
2010 (22)	2.9	0.6	0.7	△ 3.5	4.3	41.9	△ 1.3	△ 23.5	12.2	5.6	1.5
2011 (23)	3.1	△ 13.1	0.1	3.4	24.0	4.1	7.5	△ 2.9	6.6	88.5	△ 1.0
2012 (24)	0.6	2.2	△ 0.3	4.5	2.6	△ 3.5	△ 38.0	△ 5.9	4.9	△ 34.9	△ 0.1
2013 (25)	1.7	1.4	△ 0.6	3.1	2.8	1.4	△ 6.9	△ 9.0	2.5	△ 4.4	2.7
2014 (26)	1.2	△ 0.3	△ 1.1	1.9	2.3	6.7	△ 7.2	△ 10.7	0.9	14.0	2.1
2015 (27)	4.4	1.9	0.0	9.0	4.5	23.4	0.7	△ 3.2	5.0	9.6	3.3
2016 (28)	1.2	0.3	△ 1.5	2.5	0.8	5.8	△ 2.6	△ 6.8	△ 2.2	26.2	0.8
2017 (29)	1.6	1.0	△ 0.3	3.4	2.2	7.5	4.0	△ 2.5	0.6	△ 15.3	2.0
2018 (30)	1.0	0.9	△ 0.8	3.2	1.2	4.8	2.7	1.2	△ 0.8	△ 18.4	0.2
2019 (令和元)	1.9	0.3	△ 0.7	2.9	2.6	6.8	△ 3.1	5.0	△ 0.9	6.8	0.5

(注) 第1表に同じ。

(資料) 国内総生産は、第2表に同じ。

第4表 1人当たり社会支出と1人当たり国内総生産の推移（1980～2019年度）

年度	1人当たり社会支出		1人当たり国内総生産	
	実額（千円）	指数 1980年＝100	実額（千円）	指数 1980年＝100
1980（昭和55）	220.4	100.0	2,121.8	100.0
1981（56）	243.9	110.7	2,244.6	105.8
1982（57）	261.9	118.9	2,326.0	109.6
1983（58）	279.0	126.6	2,415.8	113.9
1984（59）	290.7	131.9	2,562.1	120.8
1985（60）	306.1	138.9	2,729.4	128.6
1986（61）	329.4	149.5	2,813.3	132.6
1987（62）	347.0	157.5	2,963.8	139.7
1988（63）	361.2	163.9	3,158.5	148.9
1989（平成元）	381.0	172.9	3,375.6	159.1
1990（2）	402.3	182.6	3,654.1	172.2
1991（3）	428.3	194.4	3,816.3	179.9
1992（4）	460.0	208.8	3,879.5	182.8
1993（5）	489.0	221.9	3,862.8	182.1
1994（6）	516.6	234.4	4,087.0	192.6
1995（7）	543.1	246.5	4,183.4	197.2
1996（8）	554.7	251.7	4,279.9	201.7
1997（9）	577.4	262.0	4,300.2	202.7
1998（10）	600.7	272.6	4,226.8	199.2
1999（11）	633.0	287.3	4,186.5	197.3
2000（12）	646.4	293.4	4,235.7	199.6
2001（13）	675.6	306.6	4,142.5	195.2
2002（14）	687.1	311.8	4,106.1	193.5
2003（15）	689.6	312.9	4,121.0	194.2
2004（16）	699.8	317.6	4,144.7	195.3
2005（17）	722.1	327.7	4,180.3	197.0
2006（18）	731.5	332.0	4,200.6	198.0
2007（19）	749.5	340.2	4,205.8	198.2
2008（20）	768.9	348.9	4,030.0	189.9
2009（21）	823.3	373.6	3,884.7	183.1
2010（22）	846.8	384.3	3,942.6	185.8
2011（23）	874.9	397.1	3,911.6	184.4
2012（24）	881.6	400.1	3,914.2	184.5
2013（25）	897.6	407.3	4,023.8	189.6
2014（26）	909.6	412.8	4,113.7	193.9
2015（27）	950.6	431.4	4,254.6	200.5
2016（28）	963.0	437.0	4,292.2	202.3
2017（29）	980.5	445.0	4,385.6	206.7
2018（30）	992.6	450.4	4,403.8	207.6
2019（令和元）	1,013.7	460.1	4,436.2	209.1

（注） 第1表に同じ。

（資料） 国内総生産は、第2表に同じ。

第5表 政策分野別社会支出の国際比較（2014～2019年度）

年度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)
日本 (単位：百万円)	115,738,109	120,821,029	122,241,174	124,237,222	125,501,419	127,899,606
高齢	46,285,249	47,181,588	47,344,657	47,800,426	48,244,632	48,411,400
遺族	6,675,895	6,679,213	6,579,339	6,561,828	6,507,395	6,459,971
障害、業務災害、傷病	5,086,071	5,542,257	5,680,979	5,873,214	6,063,046	6,239,215
保健	47,461,263	49,580,213	49,970,931	51,077,918	51,687,918	53,052,694
家族	6,162,437	7,602,233	8,041,215	8,645,141	9,056,679	9,673,049
積極的労働市場政策	817,956	823,516	802,329	834,386	856,722	830,346
失業	959,065	928,490	864,941	843,023	853,522	896,379
住宅	592,865	622,753	609,325	613,141	608,396	602,794
他の政策分野	1,697,308	1,860,766	2,347,458	1,988,144	1,623,109	1,733,758
アメリカ (単位：百万ドル)	4,248,124	4,457,746	4,637,154	4,787,995	4,989,529	—
高齢	1,094,292	1,151,476	1,210,500	1,250,995	1,307,636	—
遺族	116,406	118,715	119,490	120,609	123,499	—
障害、業務災害、傷病	229,223	231,153	230,380	230,292	231,593	—
保健	2,444,369	2,600,494	2,718,151	2,826,331	2,967,979	—
家族	111,734	115,197	118,015	120,680	123,826	—
積極的労働市場政策	19,789	18,853	19,304	20,242	20,907	—
失業	41,436	32,214	32,657	30,642	28,095	—
住宅	46,600	46,745	48,003	48,920	48,425	—
他の政策分野	144,275	142,900	140,655	139,285	137,570	—
イギリス (単位：百万ポンド)	427,125	434,249	438,225	445,703	—	—
高齢	136,054	138,523	135,783	137,830	—	—
遺族	978	966	879	805	—	—
障害、業務災害、傷病	35,751	37,198	38,652	40,995	—	—
保健	147,340	150,942	156,835	160,176	—	—
家族	65,373	66,575	66,861	67,569	—	—
積極的労働市場政策	3,996	3,590	3,457	3,249	—	—
失業	5,790	5,187	5,136	4,886	—	—
住宅	29,560	29,271	28,592	28,044	—	—
他の政策分野	2,282	1,996	2,029	2,148	—	—
ドイツ (単位：百万ユーロ)	793,204	829,167	867,200	901,159	—	—
高齢	240,652	252,435	262,796	272,949	—	—
遺族	54,995	55,728	57,228	58,835	—	—
障害、業務災害、傷病	101,400	107,302	113,782	122,320	—	—
保健	259,470	271,100	282,076	292,495	—	—
家族	66,553	69,944	74,083	77,791	—	—
積極的労働市場政策	19,128	19,165	19,667	21,351	—	—
失業	28,460	27,810	27,364	27,838	—	—
住宅	16,759	16,848	17,299	18,175	—	—
他の政策分野	5,786	8,835	12,905	9,405	—	—
フランス (単位：百万ユーロ)	688,511	698,895	727,649	740,039	751,142	—
高齢	271,355	276,461	281,553	286,630	294,508	—
遺族	36,023	36,142	36,261	36,382	36,653	—
障害、業務災害、傷病	35,998	36,903	37,818	39,040	40,154	—
保健	190,558	193,185	213,441	217,886	218,988	—
家族	64,641	64,778	65,018	66,161	67,269	—
積極的労働市場政策	19,672	19,914	20,995	20,042	20,042	—
失業	34,727	35,345	35,435	35,636	35,970	—
住宅	17,989	18,134	18,361	18,504	17,174	—
他の政策分野	17,548	18,034	18,767	19,758	20,385	—
スウェーデン (単位：百万クローネ)	1,079,086	1,132,464	1,192,188	1,223,030	—	—
高齢	366,849	381,367	402,222	420,628	—	—
遺族	14,060	13,481	12,992	12,598	—	—
障害、業務災害、傷病	180,760	190,871	192,670	195,748	—	—
保健	259,926	273,562	285,488	298,519	—	—
家族	141,703	147,714	154,749	157,028	—	—
積極的労働市場政策	52,414	53,143	51,414	57,294	—	—
失業	15,259	13,913	14,246	13,860	—	—
住宅	18,291	18,614	18,307	18,269	—	—
他の政策分野	29,824	39,799	60,100	49,086	—	—

(注) アメリカについては、2014年にいわゆるオバマケア (Patient Protection and Affordable Care Act) が施行され、個人に対し医療保険への加入が原則義務化されたことに伴い、それまで任意私的支出 (Voluntary Private Expenditure) とされてきた民間の医療保険支出が、義務的私的支出 (Mandatory Private Expenditure) として社会支出に計上されることになった。

(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database (令和3年5月24日時点) による。

第6表 政策分野別社会支出の国際比較（構成割合）（2014～2019年度）

（単位：%）

年度	2014 （平成26）	2015 （平成27）	2016 （平成28）	2017 （平成29）	2018 （平成30）	2019 （令和元）
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢	40.0	39.1	38.7	38.5	38.4	37.9
遺族	5.8	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1
障害、業務災害、傷病	4.4	4.6	4.6	4.7	4.8	4.9
保健	41.0	41.0	40.9	41.1	41.2	41.5
家族	5.3	6.3	6.6	7.0	7.2	7.6
積極的労働市場政策	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
失業	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
住宅	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
他の政策分野	1.5	1.5	1.9	1.6	1.3	1.4
アメリカ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
高齢	25.8	25.8	26.1	26.1	26.2	—
遺族	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5	—
障害、業務災害、傷病	5.4	5.2	5.0	4.8	4.6	—
保健	57.5	58.3	58.6	59.0	59.5	—
家族	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	—
積極的労働市場政策	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	—
失業	1.0	0.7	0.7	0.6	0.6	—
住宅	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	—
他の政策分野	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	—
イギリス	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	31.9	31.9	31.0	30.9	—	—
遺族	0.2	0.2	0.2	0.2	—	—
障害、業務災害、傷病	8.4	8.6	8.8	9.2	—	—
保健	34.5	34.8	35.8	35.9	—	—
家族	15.3	15.3	15.3	15.2	—	—
積極的労働市場政策	0.9	0.8	0.8	0.7	—	—
失業	1.4	1.2	1.2	1.1	—	—
住宅	6.9	6.7	6.5	6.3	—	—
他の政策分野	0.5	0.5	0.5	0.5	—	—
ドイツ	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	30.3	30.4	30.3	30.3	—	—
遺族	6.9	6.7	6.6	6.5	—	—
障害、業務災害、傷病	12.8	12.9	13.1	13.6	—	—
保健	32.7	32.7	32.5	32.5	—	—
家族	8.4	8.4	8.5	8.6	—	—
積極的労働市場政策	2.4	2.3	2.3	2.4	—	—
失業	3.6	3.4	3.2	3.1	—	—
住宅	2.1	2.0	2.0	2.0	—	—
他の政策分野	0.7	1.1	1.5	1.0	—	—
フランス	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
高齢	39.4	39.6	38.7	38.7	39.2	—
遺族	5.2	5.2	5.0	4.9	4.9	—
障害、業務災害、傷病	5.2	5.3	5.2	5.3	5.3	—
保健	27.7	27.6	29.3	29.4	29.2	—
家族	9.4	9.3	8.9	8.9	9.0	—
積極的労働市場政策	2.9	2.8	2.9	2.7	2.7	—
失業	5.0	5.1	4.9	4.8	4.8	—
住宅	2.6	2.6	2.5	2.5	2.3	—
他の政策分野	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	—
スウェーデン	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	34.0	33.7	33.7	34.4	—	—
遺族	1.3	1.2	1.1	1.0	—	—
障害、業務災害、傷病	16.8	16.9	16.2	16.0	—	—
保健	24.1	24.2	23.9	24.4	—	—
家族	13.1	13.0	13.0	12.8	—	—
積極的労働市場政策	4.9	4.7	4.3	4.7	—	—
失業	1.4	1.2	1.2	1.1	—	—
住宅	1.7	1.6	1.5	1.5	—	—
他の政策分野	2.8	3.5	5.0	4.0	—	—

（注） 第5表に同じ。

（出所） 諸外国の構成割合は、OECD Social Expenditure Database（令和3年5月24日時点）に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が作成。

第7表 政策分野別社会支出の国際比較（対国内総生産比）（2014～2019年度）

（単位：%）

年度	2014 （平成26）	2015 （平成27）	2016 （平成28）	2017 （平成29）	2018 （平成30）	2019 （令和元）
日本	22.11	22.34	22.44	22.36	22.54	22.85
高齢	8.84	8.73	8.69	8.60	8.66	8.65
遺族	1.28	1.24	1.21	1.18	1.17	1.15
障害、業務災害、傷病	0.97	1.02	1.04	1.06	1.09	1.11
保健	9.07	9.17	9.17	9.19	9.28	9.48
家族	1.18	1.41	1.48	1.56	1.63	1.73
積極的労働市場政策	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
失業	0.18	0.17	0.16	0.15	0.15	0.16
住宅	0.11	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11
他の政策分野	0.32	0.34	0.43	0.36	0.29	0.31
アメリカ	24.50	24.70	24.94	24.78	24.56	—
高齢	6.31	6.38	6.51	6.48	6.44	—
遺族	0.67	0.66	0.64	0.62	0.61	—
障害、業務災害、傷病	1.32	1.28	1.24	1.19	1.14	—
保健	14.10	14.41	14.62	14.63	14.61	—
家族	0.64	0.64	0.63	0.62	0.61	—
積極的労働市場政策	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	—
失業	0.24	0.18	0.18	0.16	0.14	—
住宅	0.27	0.26	0.26	0.25	0.24	—
他の政策分野	0.83	0.79	0.76	0.72	0.68	—
イギリス	22.75	22.40	21.77	21.36	—	—
高齢	7.25	7.15	6.74	6.60	—	—
遺族	0.05	0.05	0.04	0.04	—	—
障害、業務災害、傷病	1.90	1.92	1.92	1.96	—	—
保健	7.85	7.79	7.79	7.67	—	—
家族	3.48	3.43	3.32	3.24	—	—
積極的労働市場政策	0.21	0.19	0.17	0.16	—	—
失業	0.31	0.27	0.26	0.23	—	—
住宅	1.57	1.51	1.42	1.34	—	—
他の政策分野	0.12	0.10	0.10	0.10	—	—
ドイツ	27.10	27.40	27.66	27.64	—	—
高齢	8.22	8.34	8.38	8.37	—	—
遺族	1.88	1.84	1.83	1.80	—	—
障害、業務災害、傷病	3.46	3.55	3.63	3.75	—	—
保健	8.86	8.96	9.00	8.97	—	—
家族	2.27	2.31	2.36	2.39	—	—
積極的労働市場政策	0.65	0.63	0.63	0.65	—	—
失業	0.97	0.92	0.87	0.85	—	—
住宅	0.57	0.56	0.55	0.56	—	—
他の政策分野	0.20	0.29	0.41	0.29	—	—
フランス	32.03	31.79	32.57	32.21	31.82	—
高齢	12.62	12.58	12.60	12.48	12.48	—
遺族	1.68	1.64	1.62	1.58	1.55	—
障害、業務災害、傷病	1.67	1.68	1.69	1.70	1.70	—
保健	8.86	8.79	9.55	9.48	9.28	—
家族	3.01	2.95	2.91	2.88	2.85	—
積極的労働市場政策	0.92	0.91	0.94	0.87	0.85	—
失業	1.62	1.61	1.59	1.55	1.52	—
住宅	0.84	0.82	0.82	0.81	0.73	—
他の政策分野	0.82	0.82	0.84	0.86	0.86	—
スウェーデン	27.03	26.58	27.00	26.44	—	—
高齢	9.19	8.95	9.11	9.09	—	—
遺族	0.35	0.32	0.29	0.27	—	—
障害、業務災害、傷病	4.53	4.48	4.36	4.23	—	—
保健	6.51	6.42	6.47	6.45	—	—
家族	3.55	3.47	3.51	3.40	—	—
積極的労働市場政策	1.31	1.25	1.16	1.24	—	—
失業	0.38	0.33	0.32	0.30	—	—
住宅	0.46	0.44	0.41	0.39	—	—
他の政策分野	0.75	0.93	1.36	1.06	—	—

（注） 第5表に同じ。

（出所） 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database（令和3年5月24日時点）、国内総生産は、OECD Annual National Accounts Database（令和3年5月24日時点）に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が作成。

第8表 社会保障給付費の部門別推移（1950～2019年度）

年度	社 会 保 障 給 付 費 （億円）					構 成 割 合 （％）				
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策
1950（昭和25）	1,261	646	615		—	100.0	51.2	48.8		—
1955（ 30）	3,893	1,919	1,974		—	100.0	49.3	50.7		—
1960（ 35）	6,553	2,942	3,611		—	100.0	44.9	55.1		—
1965（ 40）	16,037	9,137	3,508	3,392	—	100.0	57.0	21.9	21.2	—
1966（ 41）	18,670	10,766	4,199	3,705	—	100.0	57.7	22.5	19.8	—
1967（ 42）	21,644	12,583	4,947	4,114	—	100.0	58.1	22.9	19.0	—
1968（ 43）	25,096	14,679	5,835	4,582	—	100.0	58.5	23.3	18.3	—
1969（ 44）	28,775	17,025	6,688	5,061	—	100.0	59.2	23.2	17.6	—
1970（ 45）	35,239	20,758	8,562	5,920	—	100.0	58.9	24.3	16.8	—
1971（ 46）	40,296	22,575	9,732	7,990	—	100.0	56.0	24.2	19.8	—
1972（ 47）	49,889	28,195	11,703	9,990	—	100.0	56.5	23.5	20.0	—
1973（ 48）	62,640	34,390	16,218	12,033	—	100.0	54.9	25.9	19.2	—
1974（ 49）	90,437	47,375	26,139	16,923	—	100.0	52.4	28.9	18.7	—
1975（ 50）	118,192	57,321	38,047	22,825	—	100.0	48.5	32.2	19.3	—
1976（ 51）	145,796	68,320	52,548	24,928	—	100.0	46.9	36.0	17.1	—
1977（ 52）	169,883	76,497	64,903	28,483	—	100.0	45.0	38.2	16.8	—
1978（ 53）	198,965	89,420	77,336	32,209	—	100.0	44.9	38.9	16.2	—
1979（ 54）	221,040	98,007	88,710	34,323	—	100.0	44.3	40.1	15.5	—
1980（ 55）	249,290	107,598	103,330	38,362	—	100.0	43.2	41.4	15.4	—
1981（ 56）	277,358	115,536	119,122	42,699	—	100.0	41.7	42.9	15.4	—
1982（ 57）	301,180	124,447	131,992	44,741	—	100.0	41.3	43.8	14.9	—
1983（ 58）	319,936	131,319	142,563	46,054	—	100.0	41.0	44.6	14.4	—
1984（ 59）	336,582	136,379	152,877	47,327	—	100.0	40.5	45.4	14.1	—
1985（ 60）	356,894	143,595	167,193	46,106	—	100.0	40.2	46.8	12.9	—
1986（ 61）	386,002	152,299	185,664	48,039	—	100.0	39.5	48.1	12.4	—
1987（ 62）	407,475	160,801	197,965	48,709	—	100.0	39.5	48.6	12.0	—
1988（ 63）	424,733	167,507	208,437	48,789	—	100.0	39.4	49.1	11.5	—
1989（平成元）	450,653	177,547	223,192	49,914	—	100.0	39.4	49.5	11.1	—
1990（ 2）	474,238	186,254	237,772	50,212	—	100.0	39.3	50.1	10.6	—
1991（ 3）	503,774	197,824	253,073	52,878	—	100.0	39.3	50.2	10.5	—
1992（ 4）	540,788	212,539	270,717	57,533	—	100.0	39.3	50.1	10.6	—
1993（ 5）	570,636	221,326	286,817	62,493	—	100.0	38.8	50.3	11.0	—
1994（ 6）	607,314	233,126	306,268	67,921	—	100.0	38.4	50.4	11.2	—
1995（ 7）	649,918	246,608	330,614	72,695	—	100.0	37.9	50.9	11.2	—
1996（ 8）	678,327	257,816	344,994	75,517	—	100.0	38.0	50.9	11.1	—
1997（ 9）	697,226	259,227	358,882	79,117	—	100.0	37.2	51.5	11.3	—
1998（ 10）	724,300	260,269	378,092	85,939	—	100.0	35.9	52.2	11.9	—
1999（ 11）	753,193	270,132	392,359	90,703	—	100.0	35.9	52.1	12.0	—
2000（ 12）	784,062	266,049	405,367	112,646	32,806	100.0	33.9	51.7	14.4	4.2
2001（ 13）	816,792	272,320	419,419	125,053	41,563	100.0	33.3	51.3	15.3	5.1
2002（ 14）	838,490	268,767	433,107	136,616	47,053	100.0	32.1	51.7	16.3	5.6
2003（ 15）	845,403	272,020	441,989	131,394	51,559	100.0	32.2	52.3	15.5	6.1
2004（ 16）	860,904	277,173	450,514	133,216	56,167	100.0	32.2	52.3	15.5	6.5
2005（ 17）	888,529	287,444	461,194	139,891	58,701	100.0	32.4	51.9	15.7	6.6
2006（ 18）	906,731	293,174	471,517	142,040	60,492	100.0	32.3	52.0	15.7	6.7
2007（ 19）	930,795	302,291	481,153	147,350	63,584	100.0	32.5	51.7	15.8	6.8
2008（ 20）	958,442	308,655	493,777	156,009	66,513	100.0	32.2	51.5	16.3	6.9
2009（ 21）	1,016,715	321,038	515,524	180,153	71,192	100.0	31.6	50.7	17.7	7.0
2010（ 22）	1,053,647	336,440	522,286	194,921	75,082	100.0	31.9	49.6	18.5	7.1
2011（ 23）	1,082,813	347,874	523,253	211,686	78,891	100.0	32.1	48.3	19.5	7.3
2012（ 24）	1,090,834	353,432	532,329	205,073	83,978	100.0	32.4	48.8	18.8	7.7
2013（ 25）	1,107,843	360,751	538,799	208,293	87,888	100.0	32.6	48.6	18.8	7.9
2014（ 26）	1,121,801	367,806	535,104	218,891	91,908	100.0	32.8	47.7	19.5	8.2
2015（ 27）	1,168,133	385,640	540,929	241,564	95,106	100.0	33.0	46.3	20.7	8.1
2016（ 28）	1,183,115	388,162	543,800	251,154	97,175	100.0	32.8	46.0	21.2	8.2
2017（ 29）	1,200,677	394,230	548,349	258,098	101,030	100.0	32.8	45.7	21.5	8.4
2018（ 30）	1,213,987	397,480	552,581	263,926	103,885	100.0	32.7	45.5	21.7	8.6
2019（令和元）	1,239,241	407,226	554,520	277,494	107,361	100.0	32.9	44.7	22.4	8.7

（注）

1. 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。
2. 部門別分類は集計表2を再集計したものである。部門別「医療」は集計表2の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」はこれら以外の項目の計である。
3. 介護対策は、2000年度から再掲をしている。
4. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
5. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
6. 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
7. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。

第9表 社会保障給付費の部門別推移（対国内総生産比）（1951～2019年度）

（単位：％）

年度	社 会 保 障 給 付 費					国内総生産 (億円)
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策	
1951 (昭和26)	2.87	1.47	1.40		—	54,815
1955 (30)	4.53	2.23	2.30		—	85,979
1960 (35)	3.93	1.76	2.16		—	166,806
1965 (40)	4.75	2.71	1.04	1.00	—	337,653
1966 (41)	4.70	2.71	1.06	0.93	—	396,989
1967 (42)	4.66	2.71	1.07	0.89	—	464,454
1968 (43)	4.57	2.67	1.06	0.83	—	549,470
1969 (44)	4.42	2.62	1.03	0.78	—	650,614
1970 (45)	4.68	2.76	1.14	0.79	—	752,985
1971 (46)	4.86	2.72	1.17	0.96	—	828,993
1972 (47)	5.17	2.92	1.21	1.04	—	964,863
1973 (48)	5.37	2.95	1.39	1.03	—	1,167,150
1974 (49)	6.53	3.42	1.89	1.22	—	1,384,511
1975 (50)	7.76	3.76	2.50	1.50	—	1,523,616
1976 (51)	8.51	3.99	3.07	1.46	—	1,712,934
1977 (52)	8.94	4.02	3.41	1.50	—	1,900,945
1978 (53)	9.54	4.29	3.71	1.54	—	2,086,022
1979 (54)	9.81	4.35	3.94	1.52	—	2,252,372
1980 (55)	10.04	4.33	4.16	1.54	—	2,483,759
1981 (56)	10.48	4.37	4.50	1.61	—	2,646,417
1982 (57)	10.91	4.51	4.78	1.62	—	2,761,628
1983 (58)	11.08	4.55	4.94	1.59	—	2,887,727
1984 (59)	10.92	4.42	4.96	1.54	—	3,082,384
1985 (60)	10.80	4.35	5.06	1.40	—	3,303,968
1986 (61)	11.28	4.45	5.42	1.40	—	3,422,664
1987 (62)	11.25	4.44	5.46	1.34	—	3,622,967
1988 (63)	10.96	4.32	5.38	1.26	—	3,876,856
1989 (平成元)	10.84	4.27	5.37	1.20	—	4,158,852
1990 (2)	10.50	4.12	5.26	1.11	—	4,516,830
1991 (3)	10.64	4.18	5.34	1.12	—	4,736,076
1992 (4)	11.19	4.40	5.60	1.19	—	4,832,556
1993 (5)	11.82	4.59	5.94	1.29	—	4,826,076
1994 (6)	11.86	4.55	5.98	1.33	—	5,119,546
1995 (7)	12.37	4.69	6.29	1.38	—	5,253,045
1996 (8)	12.59	4.79	6.40	1.40	—	5,386,584
1997 (9)	12.85	4.78	6.62	1.46	—	5,425,005
1998 (10)	13.55	4.87	7.07	1.61	—	5,345,673
1999 (11)	14.20	5.09	7.40	1.71	—	5,302,975
2000 (12)	14.58	4.95	7.54	2.10	0.61	5,376,162
2001 (13)	15.49	5.16	7.95	2.37	0.79	5,274,084
2002 (14)	16.02	5.13	8.27	2.61	0.90	5,234,660
2003 (15)	16.07	5.17	8.40	2.50	0.98	5,262,226
2004 (16)	16.25	5.23	8.51	2.52	1.06	5,296,336
2005 (17)	16.64	5.38	8.63	2.62	1.10	5,341,097
2006 (18)	16.88	5.46	8.78	2.64	1.13	5,372,610
2007 (19)	17.29	5.61	8.94	2.74	1.18	5,384,840
2008 (20)	18.57	5.98	9.57	3.02	1.29	5,161,740
2009 (21)	20.44	6.45	10.37	3.62	1.43	4,973,668
2010 (22)	20.87	6.66	10.34	3.86	1.49	5,048,721
2011 (23)	21.65	6.96	10.46	4.23	1.58	5,000,405
2012 (24)	21.84	7.08	10.66	4.11	1.68	4,994,239
2013 (25)	21.61	7.04	10.51	4.06	1.71	5,126,856
2014 (26)	21.43	7.03	10.22	4.18	1.76	5,234,183
2015 (27)	21.60	7.13	10.00	4.47	1.76	5,407,394
2016 (28)	21.72	7.12	9.98	4.61	1.78	5,448,272
2017 (29)	21.61	7.09	9.87	4.64	1.82	5,556,874
2018 (30)	21.80	7.14	9.92	4.74	1.87	5,568,279
2019 (令和元)	22.14	7.28	9.91	4.96	1.92	5,596,988

（注） 第8表に同じ。

（資料） 国内総生産は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、
昭和30-52年度は同「長期勘及主要系列国民経済計算報告」、
昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、
昭和55年度以降は内閣府「国民経済計算」による。

第10表 社会保障給付費の部門別推移（対国民所得比）（1951～2019年度）

（単位：％）

年度	社 会 保 障 給 付 費					国民所得 (億円)
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策	
1951 (昭和26)	3.54	1.81	1.73		—	44,346
1955 (30)	5.58	2.75	2.83		—	69,733
1960 (35)	4.86	2.18	2.68		—	134,967
1965 (40)	5.98	3.41	1.31	1.26	—	268,270
1966 (41)	5.90	3.40	1.33	1.17	—	316,448
1967 (42)	5.76	3.35	1.32	1.10	—	375,477
1968 (43)	5.74	3.36	1.33	1.05	—	437,209
1969 (44)	5.52	3.27	1.28	0.97	—	521,178
1970 (45)	5.77	3.40	1.40	0.97	—	610,297
1971 (46)	6.11	3.43	1.48	1.21	—	659,105
1972 (47)	6.40	3.62	1.50	1.28	—	779,369
1973 (48)	6.54	3.59	1.69	1.26	—	958,396
1974 (49)	8.04	4.21	2.32	1.50	—	1,124,716
1975 (50)	9.53	4.62	3.07	1.84	—	1,239,907
1976 (51)	10.38	4.87	3.74	1.78	—	1,403,972
1977 (52)	10.91	4.91	4.17	1.83	—	1,557,032
1978 (53)	11.58	5.21	4.50	1.88	—	1,717,785
1979 (54)	12.13	5.38	4.87	1.88	—	1,822,066
1980 (55)	12.23	5.28	5.07	1.88	—	2,038,787
1981 (56)	13.11	5.46	5.63	2.02	—	2,116,151
1982 (57)	13.68	5.65	6.00	2.03	—	2,201,314
1983 (58)	13.83	5.68	6.16	1.99	—	2,312,900
1984 (59)	13.84	5.61	6.29	1.95	—	2,431,172
1985 (60)	13.70	5.51	6.42	1.77	—	2,605,599
1986 (61)	14.41	5.68	6.93	1.79	—	2,679,415
1987 (62)	14.50	5.72	7.04	1.73	—	2,810,998
1988 (63)	14.03	5.53	6.89	1.61	—	3,027,101
1989 (平成元)	14.05	5.53	6.96	1.56	—	3,208,020
1990 (2)	13.67	5.37	6.85	1.45	—	3,468,929
1991 (3)	13.65	5.36	6.86	1.43	—	3,689,316
1992 (4)	14.78	5.81	7.40	1.57	—	3,660,072
1993 (5)	15.62	6.06	7.85	1.71	—	3,653,760
1994 (6)	16.28	6.25	8.21	1.82	—	3,729,768
1995 (7)	17.10	6.49	8.70	1.91	—	3,801,581
1996 (8)	17.22	6.54	8.76	1.92	—	3,940,248
1997 (9)	17.83	6.63	9.18	2.02	—	3,909,431
1998 (10)	19.09	6.86	9.97	2.27	—	3,793,939
1999 (11)	19.92	7.14	10.38	2.40	—	3,780,885
2000 (12)	20.10	6.82	10.39	2.89	0.84	3,901,638
2001 (13)	21.72	7.24	11.15	3.32	1.10	3,761,387
2002 (14)	22.40	7.18	11.57	3.65	1.26	3,742,479
2003 (15)	22.16	7.13	11.58	3.44	1.35	3,815,556
2004 (16)	22.16	7.13	11.59	3.43	1.45	3,885,761
2005 (17)	22.89	7.41	11.88	3.60	1.51	3,881,164
2006 (18)	22.96	7.42	11.94	3.60	1.53	3,949,897
2007 (19)	23.58	7.66	12.19	3.73	1.61	3,948,132
2008 (20)	26.30	8.47	13.55	4.28	1.83	3,643,680
2009 (21)	28.83	9.10	14.62	5.11	2.02	3,527,011
2010 (22)	28.89	9.23	14.32	5.34	2.06	3,646,882
2011 (23)	30.29	9.73	14.64	5.92	2.21	3,574,735
2012 (24)	30.46	9.87	14.86	5.73	2.34	3,581,562
2013 (25)	29.74	9.68	14.46	5.59	2.36	3,725,700
2014 (26)	29.78	9.76	14.21	5.81	2.44	3,766,776
2015 (27)	29.75	9.82	13.78	6.15	2.42	3,926,293
2016 (28)	30.16	9.89	13.86	6.40	2.48	3,922,939
2017 (29)	29.97	9.84	13.69	6.44	2.52	4,006,881
2018 (30)	30.18	9.88	13.74	6.56	2.58	4,022,290
2019 (令和元)	30.88	10.15	13.82	6.92	2.68	4,012,870

（注） 第8表に同じ。

（資料） 国民所得は、第9表に同じ。

第11表 社会保障給付費・国内総生産・国民所得の対前年度伸び率の推移（1951～2019年度）

（単位：％）

年度	社 会 保 障 給 付 費					国内総生産	国民所得
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策		
1951（昭和26）	24.6	24.5	24.9	—	—	—	—
1955（ 30）	1.4	12.1	△ 7.3	—	—	9.9	5.8
1960（ 35）	13.4	16.6	10.9	—	—	20.0	22.2
1965（ 40）	19.0	24.7	14.8	9.7	—	11.1	11.5
1966（ 41）	16.4	17.8	19.7	9.2	—	17.6	18.0
1967（ 42）	15.9	16.9	17.8	11.0	—	17.0	18.7
1968（ 43）	15.9	16.7	18.0	11.4	—	18.3	16.4
1969（ 44）	14.7	16.0	14.6	10.5	—	18.4	19.2
1970（ 45）	22.5	21.9	28.0	17.0	—	15.7	17.1
1971（ 46）	14.4	8.8	13.7	35.0	—	10.1	8.0
1972（ 47）	23.8	24.9	20.3	25.0	—	16.4	18.2
1973（ 48）	25.6	22.0	38.6	20.4	—	21.0	23.0
1974（ 49）	44.4	37.8	61.2	40.6	—	18.6	17.4
1975（ 50）	30.7	21.0	45.6	34.9	—	10.0	10.2
1976（ 51）	23.4	19.2	38.1	9.2	—	12.4	13.2
1977（ 52）	16.5	12.0	23.5	14.3	—	11.0	10.9
1978（ 53）	17.1	16.9	19.2	13.1	—	9.7	10.3
1979（ 54）	11.1	9.6	14.7	6.6	—	8.0	6.1
1980（ 55）	12.8	9.8	16.5	11.8	—	10.3	11.9
1981（ 56）	11.3	7.4	15.3	11.3	—	6.5	3.8
1982（ 57）	8.6	7.7	10.8	4.8	—	4.4	4.0
1983（ 58）	6.2	5.5	8.0	2.9	—	4.6	5.1
1984（ 59）	5.2	3.9	7.2	2.8	—	6.7	5.1
1985（ 60）	6.0	5.3	9.4	△ 2.6	—	7.2	7.2
1986（ 61）	8.2	6.1	11.0	4.2	—	3.6	2.8
1987（ 62）	5.6	5.6	6.6	1.4	—	5.9	4.9
1988（ 63）	4.2	4.2	5.3	0.2	—	7.0	7.7
1989（平成元）	6.1	6.0	7.1	2.3	—	7.3	6.0
1990（ 2）	5.2	4.9	6.5	0.6	—	8.6	8.1
1991（ 3）	6.2	6.2	6.4	5.3	—	4.9	6.4
1992（ 4）	7.3	7.4	7.0	8.8	—	2.0	△ 0.8
1993（ 5）	5.5	4.1	5.9	8.6	—	△ 0.1	△ 0.2
1994（ 6）	6.4	5.3	6.8	8.7	—	6.1	2.1
1995（ 7）	7.0	5.8	7.9	7.0	—	2.6	1.9
1996（ 8）	4.4	4.5	4.3	3.9	—	2.5	3.6
1997（ 9）	2.8	0.5	4.0	4.8	—	0.7	△ 0.8
1998（ 10）	3.9	0.4	5.4	8.6	—	△ 1.5	△ 3.0
1999（ 11）	4.0	3.8	3.8	5.5	—	△ 0.8	△ 0.3
2000（ 12）	4.1	△ 1.5	3.3	24.2	—	1.4	3.2
2001（ 13）	4.2	2.4	3.5	11.0	26.7	△ 1.9	△ 3.6
2002（ 14）	2.7	△ 1.3	3.3	9.2	13.2	△ 0.7	△ 0.5
2003（ 15）	0.8	1.2	2.1	△ 3.8	9.6	0.5	2.0
2004（ 16）	1.8	1.9	1.9	1.4	8.9	0.6	1.8
2005（ 17）	3.2	3.7	2.4	5.0	4.5	0.8	△ 0.1
2006（ 18）	2.0	2.0	2.2	1.5	3.1	0.6	1.8
2007（ 19）	2.7	3.1	2.0	3.7	5.1	0.2	△ 0.0
2008（ 20）	3.0	2.1	2.6	5.9	4.6	△ 4.1	△ 7.7
2009（ 21）	6.1	4.0	4.4	15.5	7.0	△ 3.6	△ 3.2
2010（ 22）	3.6	4.8	1.3	8.2	5.5	1.5	3.4
2011（ 23）	2.8	3.4	0.2	8.6	5.1	△ 1.0	△ 2.0
2012（ 24）	0.7	1.6	1.7	△ 3.1	6.4	△ 0.1	0.2
2013（ 25）	1.6	2.1	1.2	1.6	4.7	2.7	4.0
2014（ 26）	1.3	2.0	△ 0.7	5.1	4.6	2.1	1.1
2015（ 27）	4.1	4.8	1.1	10.4	3.5	3.3	4.2
2016（ 28）	1.3	0.7	0.5	4.0	2.2	0.8	△ 0.1
2017（ 29）	1.5	1.6	0.8	2.8	4.0	2.0	2.1
2018（ 30）	1.1	0.8	0.8	2.3	2.8	0.2	0.4
2019（令和元）	2.1	2.5	0.4	5.1	3.3	0.5	△ 0.2

（注） 第8表に同じ。

（資料） 国内総生産及び国民所得は、第9表に同じ。

第12表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国内総生産及び1人当たり国民所得の推移（1951～2019年度）

年度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国内総生産		1人当たり国民所得	
	実額（千円）	指数 1973年=100	実額（千円）	指数 1973年=100	実額（千円）	指数 1973年=100
1951（昭和26）	1.9	3.2	64.8	6.1	52.5	6.0
1955（ 30）	4.4	7.6	96.3	9.0	78.1	8.9
1960（ 35）	7.0	12.2	178.6	16.7	144.5	16.4
1965（ 40）	16.3	28.4	343.6	32.1	273.0	31.1
1966（ 41）	18.9	32.8	400.9	37.5	319.5	36.4
1967（ 42）	21.6	37.6	463.5	43.3	374.7	42.7
1968（ 43）	24.8	43.1	542.3	50.7	431.5	49.1
1969（ 44）	28.1	48.9	634.5	59.3	508.3	57.9
1970（ 45）	34.0	59.2	726.0	67.9	588.4	67.0
1971（ 46）	38.3	66.8	788.4	73.7	626.9	71.4
1972（ 47）	46.4	80.8	896.8	83.8	724.4	82.5
1973（ 48）	57.4	100.0	1,069.8	100.0	878.4	100.0
1974（ 49）	81.8	142.5	1,252.1	117.0	1,017.2	115.8
1975（ 50）	105.6	183.9	1,361.1	127.2	1,107.7	126.1
1976（ 51）	128.9	224.5	1,514.6	141.6	1,241.4	141.3
1977（ 52）	148.8	259.2	1,665.1	155.7	1,363.8	155.3
1978（ 53）	172.7	300.8	1,810.9	169.3	1,491.3	169.8
1979（ 54）	190.3	331.5	1,939.1	181.3	1,568.7	178.6
1980（ 55）	213.0	370.9	2,121.8	198.3	1,741.7	198.3
1981（ 56）	235.2	409.7	2,244.6	209.8	1,794.8	204.3
1982（ 57）	253.7	441.8	2,326.0	217.4	1,854.1	211.1
1983（ 58）	267.6	466.2	2,415.8	225.8	1,934.9	220.3
1984（ 59）	279.8	487.3	2,562.1	239.5	2,020.8	230.1
1985（ 60）	294.8	513.5	2,729.4	255.1	2,152.5	245.0
1986（ 61）	317.3	552.6	2,813.3	263.0	2,202.4	250.7
1987（ 62）	333.3	580.6	2,963.8	277.1	2,299.6	261.8
1988（ 63）	346.0	602.7	3,158.5	295.2	2,466.2	280.7
1989（平成元）	365.8	637.1	3,375.6	315.5	2,603.8	296.4
1990（ 2）	383.7	668.2	3,654.1	341.6	2,806.3	319.5
1991（ 3）	405.9	707.0	3,816.3	356.7	2,972.8	338.4
1992（ 4）	434.1	756.2	3,879.5	362.7	2,938.2	334.5
1993（ 5）	456.7	795.5	3,862.8	361.1	2,924.5	332.9
1994（ 6）	484.8	844.4	4,087.0	382.0	2,977.5	339.0
1995（ 7）	517.6	901.5	4,183.4	391.1	3,027.5	344.6
1996（ 8）	539.0	938.7	4,279.9	400.1	3,130.7	356.4
1997（ 9）	552.7	962.6	4,300.2	402.0	3,098.9	352.8
1998（ 10）	572.7	997.5	4,226.8	395.1	2,999.8	341.5
1999（ 11）	594.6	1,035.7	4,186.5	391.4	2,984.9	339.8
2000（ 12）	617.7	1,075.9	4,235.7	395.9	3,073.9	349.9
2001（ 13）	641.5	1,117.4	4,142.5	387.2	2,954.4	336.3
2002（ 14）	657.7	1,145.6	4,106.1	383.8	2,935.6	334.2
2003（ 15）	662.1	1,153.1	4,121.0	385.2	2,988.0	340.2
2004（ 16）	673.7	1,173.4	4,144.7	387.4	3,040.8	346.2
2005（ 17）	695.4	1,211.3	4,180.3	390.8	3,037.7	345.8
2006（ 18）	708.9	1,234.8	4,200.6	392.7	3,088.2	351.6
2007（ 19）	727.0	1,266.2	4,205.8	393.2	3,083.7	351.0
2008（ 20）	748.3	1,303.3	4,030.0	376.7	2,844.8	323.8
2009（ 21）	794.1	1,383.1	3,884.7	363.1	2,754.8	313.6
2010（ 22）	822.8	1,433.1	3,942.6	368.5	2,847.9	324.2
2011（ 23）	847.0	1,475.3	3,911.6	365.7	2,796.4	318.3
2012（ 24）	854.9	1,489.1	3,914.2	365.9	2,807.0	319.6
2013（ 25）	869.5	1,514.4	4,023.8	376.1	2,924.1	332.9
2014（ 26）	881.7	1,535.6	4,113.7	384.5	2,960.4	337.0
2015（ 27）	919.1	1,600.8	4,254.6	397.7	3,089.3	351.7
2016（ 28）	932.1	1,623.5	4,292.2	401.2	3,090.6	351.8
2017（ 29）	947.6	1,650.5	4,385.6	410.0	3,162.3	360.0
2018（ 30）	960.1	1,672.3	4,403.8	411.7	3,181.1	362.1
2019（令和元）	982.2	1,710.8	4,436.2	414.7	3,180.6	362.1

（注）

- 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
- 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
- 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
- 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。

（資料）国内総生産及び国民所得は、第9表に同じ。

第13表 機能別社会保障給付費の推移（1994～2019年度）

（単位：億円）

年度	社 会 保 障 給 付 費									
	合計	高齢	遺族	障害	労働災害	保健医療	家族	失業	住宅	生活保護 その他
1994（平成6）	607,314	250,536	50,952	17,347	10,491	225,487	17,769	19,188	1,207	14,337
1995（ 7）	649,918	273,941	53,489	18,228	10,698	238,151	17,340	22,126	1,275	14,667
1996（ 8）	678,327	287,510	54,785	18,459	10,895	249,355	19,797	22,176	1,376	13,976
1997（ 9）	697,226	303,333	54,763	18,727	10,989	250,337	19,457	23,392	1,496	14,731
1998（10）	724,300	317,442	56,494	24,177	10,881	251,027	20,137	26,940	1,615	15,587
1999（11）	753,193	335,233	58,195	21,008	10,675	260,161	21,180	28,201	1,802	16,738
2000（12）	784,062	366,882	59,583	21,510	10,584	255,763	23,650	26,469	2,007	17,613
2001（13）	816,792	387,752	60,881	22,172	10,542	261,417	26,396	26,683	2,240	18,709
2002（14）	838,490	410,233	61,705	22,882	10,190	257,664	27,846	25,596	2,521	19,853
2003（15）	845,403	417,859	62,513	23,030	10,061	260,203	28,048	19,602	2,823	21,264
2004（16）	860,904	428,172	63,336	23,629	9,905	264,828	30,680	14,761	3,073	22,519
2005（17）	888,529	441,023	64,588	23,971	9,842	274,896	32,323	14,525	4,290	23,070
2006（18）	906,731	451,990	65,293	27,059	9,957	280,318	31,777	13,473	3,621	23,242
2007（19）	930,795	463,609	66,139	29,453	9,843	290,290	31,668	12,772	3,762	23,259
2008（20）	958,442	478,694	66,736	31,570	9,894	296,483	32,965	14,174	3,980	23,946
2009（21）	1,016,715	503,820	67,453	34,022	9,649	308,019	34,115	27,930	4,570	27,136
2010（22）	1,053,647	513,347	67,947	33,984	9,428	322,125	50,085	22,501	5,129	29,100
2011（23）	1,082,813	517,815	68,025	35,349	9,675	331,824	52,572	22,557	5,470	39,526
2012（24）	1,090,834	532,089	67,826	37,650	9,567	337,714	50,451	18,307	5,735	31,493
2013（25）	1,107,843	542,584	67,435	39,251	9,382	344,725	50,603	16,207	5,876	31,780
2014（26）	1,121,801	544,470	66,685	40,118	9,411	351,282	54,479	14,727	5,929	34,701
2015（27）	1,168,133	553,394	66,701	42,833	9,190	368,900	71,416	14,424	6,172	35,103
2016（28）	1,183,115	556,935	65,703	44,106	9,107	371,249	75,151	14,179	6,037	40,649
2017（29）	1,200,677	565,211	65,514	45,622	9,110	377,436	80,799	14,011	6,082	36,891
2018（30）	1,213,987	572,766	64,976	47,506	9,182	380,830	84,894	14,297	6,032	33,503
2019（令和元）	1,239,241	578,347	64,499	49,001	9,305	390,815	91,908	14,635	6,028	34,703

（注）

1. 本表は、ILO事務局『第19次社会保障費用調査』の分類に従って算出したものである。
2. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
3. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
4. 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
5. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。
6. 機能別分類の項目説明は、71・73頁参照。

第14表 社会保障財源の項目別推移（1951～2019年度）

年度	社 会 保 障 財 源（億円）								資産収入	その他
	合計	社会保険料	被保険者 拠出	事業主拠出	公費負担	国庫負担	他の公費 負担			
1951（昭和26）	2,023	1,146	568	578	738	478	260	22	117	
1960（ 35）	9,260	6,290	2,430	3,860	2,288	1,897	391	458	224	
1965（ 40）	23,996	13,768	6,475	7,293	7,792	6,798	994	1,516	921	
1966（ 41）	28,850	16,430	7,750	8,680	8,946	7,801	1,145	1,938	1,536	
1967（ 42）	33,820	19,027	8,814	10,213	10,303	9,023	1,280	2,459	2,030	
1968（ 43）	39,933	22,434	10,580	11,854	12,065	10,607	1,457	3,087	2,349	
1969（ 44）	45,247	27,197	13,205	13,992	13,588	11,964	1,624	3,925	536	
1970（ 45）	54,681	32,601	15,558	17,043	16,420	14,425	1,995	4,796	864	
1971（ 46）	64,978	39,382	18,638	20,743	18,481	16,285	2,196	6,158	957	
1972（ 47）	77,877	46,020	21,779	24,242	23,097	20,041	3,055	7,535	1,226	
1973（ 48）	98,202	57,037	26,906	30,131	30,933	26,701	4,232	9,137	1,095	
1974（ 49）	134,988	78,634	37,219	41,415	42,939	37,238	5,701	11,737	1,678	
1975（ 50）	167,375	95,064	44,238	50,826	55,421	48,519	6,903	14,641	2,249	
1976（ 51）	200,483	112,692	52,368	60,324	66,306	58,334	7,972	17,391	4,094	
1977（ 52）	234,987	133,488	62,801	70,687	77,090	68,003	9,086	20,894	3,515	
1978（ 53）	269,571	150,258	71,177	79,081	90,384	80,040	10,344	23,815	5,114	
1979（ 54）	298,251	164,839	78,591	86,247	100,626	89,031	11,595	27,284	5,502	
1980（ 55）	335,554	186,238	88,844	97,394	110,705	98,232	12,473	32,682	5,929	
1981（ 56）	374,430	210,151	100,214	109,937	119,351	106,100	13,250	38,830	6,098	
1982（ 57）	401,032	225,112	107,434	117,678	125,713	112,078	13,635	44,366	5,841	
1983（ 58）	419,879	237,401	112,755	124,646	125,880	111,294	14,585	49,943	6,655	
1984（ 59）	445,608	251,126	118,918	132,208	131,222	115,642	15,581	55,581	7,679	
1985（ 60）	485,974	275,946	131,583	144,363	138,038	118,081	19,957	62,020	9,970	
1986（ 61）	512,664	291,793	136,729	155,063	142,953	120,142	22,812	68,872	9,046	
1987（ 62）	533,951	304,621	143,348	161,273	145,369	121,745	23,623	71,981	11,981	
1988（ 63）	573,394	322,829	151,122	171,707	162,814	137,698	25,117	74,309	13,443	
1989（平成元）	594,386	351,134	163,018	188,116	153,078	127,723	25,356	77,015	13,159	
1990（ 2）	653,086	395,154	184,966	210,188	161,908	134,936	26,972	83,580	12,443	
1991（ 3）	697,381	424,642	200,322	224,320	170,228	141,520	28,708	89,374	13,137	
1992（ 4）	728,250	443,214	208,449	234,765	180,604	147,780	32,824	90,810	13,622	
1993（ 5）	756,473	459,438	216,865	242,573	188,089	153,820	34,270	95,171	13,776	
1994（ 6）	782,625	474,869	225,441	249,427	194,488	157,358	37,130	93,630	19,638	
1995（ 7）	837,287	512,165	244,118	268,047	207,503	166,084	41,419	98,118	19,501	
1996（ 8）	856,371	527,104	252,483	274,621	212,717	168,661	44,056	96,542	20,007	
1997（ 9）	887,131	548,179	262,366	285,813	216,719	171,288	45,431	104,424	17,809	
1998（ 10）	880,758	549,751	263,330	286,421	219,880	172,657	47,223	89,989	21,138	
1999（ 11）	970,628	545,301	261,059	284,242	256,907	206,353	50,554	144,381	24,038	
2000（ 12）	891,411	549,637	266,560	283,077	251,644	198,006	53,638	64,976	25,155	
2001（ 13）	895,446	561,201	274,693	286,509	269,794	211,453	58,341	42,326	22,125	
2002（ 14）	865,891	558,731	274,704	284,027	267,838	207,297	60,540	15,070	24,252	
2003（ 15）	1,030,062	546,248	273,770	272,478	276,310	211,851	64,459	152,194	55,309	
2004（ 16）	962,979	537,489	275,259	262,230	286,282	216,385	69,897	69,975	69,232	
2005（ 17）	1,159,019	553,297	283,663	269,633	300,370	222,611	77,759	188,454	116,898	
2006（ 18）	1,030,002	567,897	292,358	275,540	311,216	220,622	90,595	87,233	63,655	
2007（ 19）	989,981	574,473	296,915	277,558	318,640	223,955	94,684	20,372	76,497	
2008（ 20）	996,176	580,259	301,410	278,849	332,267	234,072	98,196	7,610	76,040	
2009（ 21）	1,197,926	560,204	293,167	267,037	390,493	286,128	104,364	146,162	101,067	
2010（ 22）	1,096,787	584,822	303,291	281,530	407,983	295,287	112,697	8,388	95,594	
2011（ 23）	1,157,156	601,425	310,700	290,725	434,956	315,414	119,542	36,529	84,246	
2012（ 24）	1,272,178	614,466	322,238	292,227	426,685	303,924	122,761	159,968	71,059	
2013（ 25）	1,274,678	630,010	331,665	298,345	434,289	309,143	125,147	158,045	52,334	
2014（ 26）	1,372,678	651,598	342,827	308,771	450,259	319,896	130,364	217,195	53,626	
2015（ 27）	1,253,577	669,322	353,727	315,596	482,552	325,528	157,024	20,571	81,132	
2016（ 28）	1,364,995	688,959	364,949	324,010	493,214	332,204	161,010	103,224	79,597	
2017（ 29）	1,412,809	708,013	373,647	334,366	498,872	333,299	165,573	141,126	64,799	
2018（ 30）	1,326,043	725,926	383,382	342,544	503,913	335,997	167,916	44,286	51,919	
2019（令和元）	1,323,746	740,082	389,665	350,417	519,137	344,067	175,070	15,944	48,582	

（注）

1. 本表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。ただし、「社会保障特別税」は我が国では存在しないため表示していない。
2. 公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。「他の公費負担」とは、①国の制度等に基づいて地方公共団体が負担しているもの、②地方公共団体の義務的経費に付随して、地方公共団体が独自に負担をしているもの、である。ただし、国の制度等に基づかず地方公共団体が独自に行っている事業については、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。
3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

年度	構 成 割 合 (%)								
	合計	社会保険料	被保険者 拠出	事業主拠出	公費負担	国庫負担	他の公費 負担	資産収入	その他
1951 (昭和26)	100.0	56.7	28.1	28.6	36.5	23.6	12.9	1.1	5.8
1960 (35)	100.0	67.9	26.2	41.7	24.7	20.5	4.2	4.9	2.4
1965 (40)	100.0	57.4	27.0	30.4	32.5	28.3	4.1	6.3	3.8
1966 (41)	100.0	56.9	26.9	30.1	31.0	27.0	4.0	6.7	5.3
1967 (42)	100.0	56.3	26.1	30.2	30.5	26.7	3.8	7.3	6.0
1968 (43)	100.0	56.2	26.5	29.7	30.2	26.6	3.6	7.7	5.9
1969 (44)	100.0	60.1	29.2	30.9	30.0	26.4	3.6	8.7	1.2
1970 (45)	100.0	59.6	28.5	31.2	30.0	26.4	3.6	8.8	1.6
1971 (46)	100.0	60.6	28.7	31.9	28.4	25.1	3.4	9.5	1.5
1972 (47)	100.0	59.1	28.0	31.1	29.7	25.7	3.9	9.7	1.6
1973 (48)	100.0	58.1	27.4	30.7	31.5	27.2	4.3	9.3	1.1
1974 (49)	100.0	58.3	27.6	30.7	31.8	27.6	4.2	8.7	1.2
1975 (50)	100.0	56.8	26.4	30.4	33.1	29.0	4.1	8.7	1.3
1976 (51)	100.0	56.2	26.1	30.1	33.1	29.1	4.0	8.7	2.0
1977 (52)	100.0	56.8	26.7	30.1	32.8	28.9	3.9	8.9	1.5
1978 (53)	100.0	55.7	26.4	29.3	33.5	29.7	3.8	8.8	1.9
1979 (54)	100.0	55.3	26.4	28.9	33.7	29.9	3.9	9.1	1.8
1980 (55)	100.0	55.5	26.5	29.0	33.0	29.3	3.7	9.7	1.8
1981 (56)	100.0	56.1	26.8	29.4	31.9	28.3	3.5	10.4	1.6
1982 (57)	100.0	56.1	26.8	29.3	31.3	27.9	3.4	11.1	1.5
1983 (58)	100.0	56.5	26.9	29.7	30.0	26.5	3.5	11.9	1.6
1984 (59)	100.0	56.4	26.7	29.7	29.4	26.0	3.5	12.5	1.7
1985 (60)	100.0	56.8	27.1	29.7	28.4	24.3	4.1	12.8	2.1
1986 (61)	100.0	56.9	26.7	30.2	27.9	23.4	4.4	13.4	1.8
1987 (62)	100.0	57.1	26.8	30.2	27.2	22.8	4.4	13.5	2.2
1988 (63)	100.0	56.3	26.4	29.9	28.4	24.0	4.4	13.0	2.3
1989 (平成元)	100.0	59.1	27.4	31.6	25.8	21.5	4.3	13.0	2.2
1990 (2)	100.0	60.5	28.3	32.2	24.8	20.7	4.1	12.8	1.9
1991 (3)	100.0	60.9	28.7	32.2	24.4	20.3	4.1	12.8	1.9
1992 (4)	100.0	60.9	28.6	32.2	24.8	20.3	4.5	12.5	1.9
1993 (5)	100.0	60.7	28.7	32.1	24.9	20.3	4.5	12.6	1.8
1994 (6)	100.0	60.7	28.8	31.9	24.9	20.1	4.7	12.0	2.5
1995 (7)	100.0	61.2	29.2	32.0	24.8	19.8	4.9	11.7	2.3
1996 (8)	100.0	61.6	29.5	32.1	24.8	19.7	5.1	11.3	2.3
1997 (9)	100.0	61.8	29.6	32.2	24.4	19.3	5.1	11.8	2.0
1998 (10)	100.0	62.4	29.9	32.5	25.0	19.6	5.4	10.2	2.4
1999 (11)	100.0	56.2	26.9	29.3	26.5	21.3	5.2	14.9	2.5
2000 (12)	100.0	61.7	29.9	31.8	28.2	22.2	6.0	7.3	2.8
2001 (13)	100.0	62.7	30.7	32.0	30.1	23.6	6.5	4.7	2.5
2002 (14)	100.0	64.5	31.7	32.8	30.9	23.9	7.0	1.7	2.8
2003 (15)	100.0	53.0	26.6	26.5	26.8	20.6	6.3	14.8	5.4
2004 (16)	100.0	55.8	28.6	27.2	29.7	22.5	7.3	7.3	7.2
2005 (17)	100.0	47.7	24.5	23.3	25.9	19.2	6.7	16.3	10.1
2006 (18)	100.0	55.1	28.4	26.8	30.2	21.4	8.8	8.5	6.2
2007 (19)	100.0	58.0	30.0	28.0	32.2	22.6	9.6	2.1	7.7
2008 (20)	100.0	58.2	30.3	28.0	33.4	23.5	9.9	0.8	7.6
2009 (21)	100.0	46.8	24.5	22.3	32.6	23.9	8.7	12.2	8.4
2010 (22)	100.0	53.3	27.7	25.7	37.2	26.9	10.3	0.8	8.7
2011 (23)	100.0	52.0	26.9	25.1	37.6	27.3	10.3	3.2	7.3
2012 (24)	100.0	48.3	25.3	23.0	33.5	23.9	9.6	12.6	5.6
2013 (25)	100.0	49.4	26.0	23.4	34.1	24.3	9.8	12.4	4.1
2014 (26)	100.0	47.5	25.0	22.5	32.8	23.3	9.5	15.8	3.9
2015 (27)	100.0	53.4	28.2	25.2	38.5	26.0	12.5	1.6	6.5
2016 (28)	100.0	50.5	26.7	23.7	36.1	24.3	11.8	7.6	5.8
2017 (29)	100.0	50.1	26.4	23.7	35.3	23.6	11.7	10.0	4.6
2018 (30)	100.0	54.7	28.9	25.8	38.0	25.3	12.7	3.3	3.9
2019 (令和元)	100.0	55.9	29.4	26.5	39.2	26.0	13.2	1.2	3.7

- 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
- 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
- 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降は、決算値を用いて集計している。

IV 卷末參考資料

1. 主な用語の解説

1-1 OECD 基準

社会支出

社会支出の範囲は、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給とされている。ただし、制度による支出のみとし、人々の直接の財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどの移転は含まない。

当該制度が「社会的」と判断することが含まれる条件だが、その給付にひとつ又は複数の社会的目的（政策 9 分野）があり、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、又は公的な強制力をもってその制度が存在しているかによって判断される。

これらの基準を踏まえて、我が国の社会支出集計では、以下に説明する公的社会支出と義務的私的社会支出を集計しており、施設整備費など直接個人には移転されない費用を含めたデータを提供している。公的、私的社会支出は、誰が資金面の流れを総合的にコントロールしているか、すなわち公的機関か私的な実施主体か、という点を基礎として区別される。

OECD では公的社会支出・義務的私的社会支出の 2 つに費用を分けている。社会保障費用統計においては、2 つの費用を範囲として集計している。

公的社会支出

公的社会支出は一般政府（中央、地方政府、社会保障基金）によって資金の流れがコントロールされる社会支出であり、社会保険や社会扶助給付として支給される。

義務的私的社会支出

義務的私的社会支出は、私的部門により運営されるが法令により定められた社会的支援であり、例えば公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付などがある。

政策分野別社会支出

社会支出は 9 つの政策分野に分類される。各政策分野の定義は以下の通り。なお、各政策分野に含まれる具体的な給付・事業については 56-67 頁を参照のこと。

(1) 高齢

退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした、買い物、洗濯等の IADL(手段的日常生活動作)に関する支援サービスなども計上。

(2)遺族

被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。

(3)障害・業務災害・傷病

業務災害補償制度下で給付された全ての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。

(4)保健

医療の現物給付を計上(治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない)。具体的には、入院・入院外治療費、救急医療サービス、調剤、医療用品、予防、長期療養・介護サービスのうち、医療・看護系サービス及び入浴・食事・排泄等の ADL (日常生活動作) に関する支援サービス等。

(5)家族

家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上。

(6)積極的労働市場政策

社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。

(7)失業

失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。

(8)住宅

公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。

(9)他の政策分野

上記に含まれない社会的給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。

1-2 ILO 基準

社会保障給付費

ILO の第 18 次及び第 19 次の社会保障費用調査では、次の 3 つの基準を満たすものを、社会保障制度として定義している。

①制度の目的が、(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他、のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、このILOの基準を踏まえた社会保障給付費の集計を1950年度分から行っており、個人に帰着する給付の部分把握できるデータとして、政策立案に資する基礎資料としての活用を始め、幅広く利用されてきた。

部門別社会保障給付費

部門別としては、「医療」「年金」「福祉その他」の3つに区分している。これは、我が国独自の区分方法であり、ILO第18次調査の社会保障給付費収支表（20-27頁）を基礎としている。

(1)医療

社会保障給付費収支表のうち、「疾病・出産」の医療及び「業務災害」の医療の合計である。医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療等が含まれる。

(2)年金

社会保障給付費収支表のうち、「業務災害」の年金及び「年金」の合計である。厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

(3)福祉その他

社会保障給付費収支表の給付のうち、「医療」と「年金」以外の項目の合計である。社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金等、労災保険の休業補償給付等、雇用保険の求職者給付等が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金、雇用保険等の介護休業給付等が含まれる。

機能別社会保障給付費

機能別社会保障給付費は、以下の定義に従って集計されている。なお、各政策分野に含まれる具体的な給付・事業については71-73頁を参照のこと。

(1)高齢

退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付。

(2)遺族

保護対象者の死亡により生じる給付。

(3)障害

部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付。

(4)労働災害

保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付。

(5)保健医療

病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態の維持、回復、改善の目的で提供される給付（傷病で休職中の所得保障を含む）。

(6)家族

子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付。

(7)失業

失業した保護対象者に提供される給付。

(8)住宅

住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を伴うもの）。

(9)生活保護その他

定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付。

社会保障財源

財源は給付費に加えて管理費及び施設整備費等を含む全体の財源であり、大分類では社会保険料・公費負担・他の収入の3つに分かれる。

(1)社会保険料

事業主と被保険者に分かれる。公務員制度で事業主が国である場合は、国が事業主として拠出した金額はたとえ国庫支出金であっても、事業主拠出に計上する（地方公務員制度についても同様）。

(2)公費負担

国（国庫負担）と地方（他の公費負担）に分かれる。

(3)他の収入

資産収入とその他に分かれる。資産収入には利子、利息、配当金等が含まれ、その他には積立金より受入等が含まれる。

制度間移転

(1)他制度からの移転

他制度からの移転には次の項目が含まれる。前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等。

(2)他制度への移転

他制度への移転には次の項目が含まれる。前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等。

2. 作成方法

2-1 基幹統計を作成するために用いる情報

作成機関・保有機関	名称（注1）	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳（注2）
衆議院	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
参議院	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
国立国会図書館	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
裁判所	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
人事院	国家公務員災害補償等	国家公務員災害補償（一般職）
内閣府	児童手当	
	社会福祉	防災政策費、地域活性化等復興政策費、沖縄政策費、子ども・子育て支援推進費、男女参画社会形成促進費
	他の社会保障制度 被災者生活再建支援事業	
警察庁	他の社会保障制度	
	犯罪被害給付制度	
総務省	地方公務員等共済組合	地方公務員共済、地方議会議員共済会
	地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償、消防団員等公務災害補償
	旧公共企業体職員業務災害	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社
	国家公務員恩給	
	地方公務員恩給	
	戦争犠牲者	旧軍人遺族等恩給費、恩給支給事務費
	他の社会保障制度	
	地方単独事業	
外務省	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
財務省	国家公務員共済組合	
	存続組合等	エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合
	旧令共済組合等	旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金交付金、国家公務員共済組合連合会補助金
	旧公共企業体職員業務災害	日本たばこ産業株式会社
	戦争犠牲者	遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債
文部科学省	日本私立学校振興・共済事業団	
	社会福祉	スポーツ振興費
	他の社会保障制度	
	日本スポーツ振興センター災害共済給付 就学援助・就学前教育	初等中等教育等振興費（就学援助等）、東日本大震災復興・復興対策経費、私立学校振興費
厚生労働省	全国健康保険協会管掌健康保険	

作成機関・保有機関	名称（注１）	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳（注２）
	組合管掌健康保険	
	国民健康保険 （退職者医療制度を含む。）	
	後期高齢者医療制度	
	介護保険	
	厚生年金保険	
	厚生年金基金	
	石炭鉱業年金基金	
	国民年金	
	国民年金基金	
	農業者年金基金	
	船員保険	
	雇用保険 （労働保険特別会計雇用勘定分）	
	労働者災害補償保険	
	公衆衛生	医療提供体制確保対策費、沖縄保健衛生諸費、医療安全確保推進費、独立行政法人国立病院機構運営費、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費、医療提供体制基盤整備費、医療技術実用化等推進費、沖縄振興交付金事業推進費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所運営費、国立ハンセン病療養所施設費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、地域保健対策費、保健衛生施設整備費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、障害保健福祉費、東日本大震災復興支援対策費、医療保険給付諸費、医療費適正化推進費、検疫所共通費、検疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費、食品等安全確保対策費、自殺対策費、医療観察等実施費
	生活保護	
	社会福祉	障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立更生援護所運営費、国立児童自立支援施設運営費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費、保育対策費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生

作成機関・保有機関	名称（注１）	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳（注２）
		対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、児童福祉施設整備費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、独立行政法人福祉医療機構運営費、特定疾患等対策費、医薬品安全対策等推進費、公的年金制度運営諸費
	雇用対策	緊急雇用創出事業臨時特例交付金、高齢者等雇用安定・促進費、職業紹介事業等実施費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、都道府県労働局共通費、都道府県労働局施設費
	戦争犠牲者	遺族及留守家族等援護費、中国残留邦人等支援事業費
	他の社会保障制度	
	医薬品副作用被害救済制度	医薬品副作用被害救済制度、特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金
	生物由来製品感染被害救済制度	
	中小企業退職金共済制度等	
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等	社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	
農林水産省	農林漁業団体職員共済組合	
国土交通省	旧公共企業体職員業務災害	鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	雇用対策	海事産業市場整備等推進費
	戦争犠牲者	戦傷病者等無賃乗車船負担金
	他の社会保障制度	
	自動車事故後遺障害者支援	
	住宅	住宅対策諸費
環境省	公衆衛生	原子力安全規制対策費
	他の社会保障制度	
	公害健康被害補償制度 石綿健康被害救済制度	
防衛省	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
社会保険診療報酬支払基金	保健	公費負担医療等の管理費
国立社会保障・人口問題研究所（注３）	保健	救急業務費、学校保健

（注１） 制度の名称は、集計表２社会保障給付費収支表の制度名に対応している。

（注２） 複数の制度が含まれる場合はその制度名、又は制度の各事業（費目）の決算の「項」の名称を記載している。

（注３） 国立社会保障・人口問題研究所が作成する項目は、地方交付税制度研究会編『地方交付税制度解説単位費用篇』等に基づく推計である。

2-2 社会支出に含まれる社会保障制度

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
高齢 現金 退職年金	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした、買い物、洗濯等の IADL(手段的日常生活動作)に関する支援サービスなども計上。	・厚生年金保険：老齢年金給付、旧共済分 ・厚生年金基金：年金給付 ・石炭鉱業年金基金：年金給付 ・国民年金：老齢年金、通算老齢年金、付加年金、老齢福祉年金、老齢基礎年金 ・国民年金基金：年金給付 ・農業者年金基金：経営移譲年金、農業者老齢年金 ・農林漁業団体職員共済組合：退職年金、減額退職年金、通算退職年金、退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例退職共済年金、特例老齢農林年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩給財団給付の年金、老齢厚生年金、退職共済年金経過の職域、終身退職年金、有期退職年金20年、有期退職年金10年 ・国家公務員共済組合：退職給付、船員給付、通算退職年金 ・存続組合等：退職給付 ・地方公務員等共済組合：老齢厚生年金、旧職域加算退職給付、退職年金（終身及び有期）、退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金 ・旧令共済組合等：退職給付 ・国家公務員恩給：国会議員互助年金、文官等恩給費 ・地方公務員恩給：恩給及び退職年金
早期退職年金		—
その他の現金給付		・厚生年金保険：脱退手当金等 ・厚生年金基金：一時金交付 ・石炭鉱業年金基金：一時金交付 ・国民年金：外国人脱退一時金 ・国民年金基金：一時金給付 ・農林漁業団体職員共済組合：退職一時金、返還一時金、特例一時金、特例老齢農林一時金、特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金 ・日本私立学校振興・共済事業団：返還一時金、脱退一時金、一時扶助金、外国脱退一時金、退職経過の職域一時金、有期退職年金一時金、有期退職一時払い ・国家公務員共済組合：返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金、退職給付（一時金） ・存続組合等：返還一時金、脱退一時金 ・地方公務員等共済組合：有期退職年金に代わる一時

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		金、整理退職一時金、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、短期在留脱退一時金 ・社会福祉：介護保険制度運営推進費 ・地方単独事業：高齢者、要介護者等への給付に要する経費 ・中小企業退職金共済制度等：退職給付金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当給付金
現物		
介護、ホームヘルプサービス		・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、市町村特別給付費、高額医療合算介護サービス費、保険給付費のその他、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、地域支援事業費のその他、保健福祉事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費、事業費のその他 ・生活保護：介護扶助 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費 ・地方単独事業：公立養護老人ホーム等管理費（老人保護措置費）、公立老人福祉施設管理費（老人保護措置費以外）、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）管理費、老人憩の家管理費、介護サービス利用者負担助成に要する経費、養護老人ホーム等入所負担軽減に要する経費、私立養護老人ホーム等助成費（老人保護措置費）、私立老人福祉施設助成費（老人保護措置費以外）
その他の現物給付		・公衆衛生：医療費適正化推進費 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費 ・地方単独事業：高齢者等の安否確認・見守り事務費、高齢者日常生活支援事業費、介護予防・地域支え合い事業費、高齢者虐待防止事業費、認知症高齢者支援事業費
遺族	被扶養者である配偶者や	
現金	その独立前の子どもに対する制度の支出を計上。	
遺族年金		・厚生年金保険：遺族年金給付 ・国民年金：寡婦年金、遺族基礎年金 ・農林漁業団体職員共済組合：遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例遺族共済年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金、遺族厚生年金、遺族共済年金経過的職域、職務遺族年金 ・国家公務員共済組合：遺族給付

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
その他の現金給付		・ 存続組合等：遺族給付 ・ 地方公務員等共済組合：遺族厚生年金、旧職域加算遺族給付、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金 ・ 旧令共済組合等：遺族給付 ・ 公衆衛生：感染症対策費 ・ 戦争犠牲者：遺族等年金、旧軍人遺族等恩給費 ・ 医薬品副作用被害救済制度：遺族年金 ・ 生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金 ・ 公害健康被害補償制度：遺族補償費
		・ 国民年金：死亡一時金、特別一時金 ・ 農業者年金基金：死亡一時金 ・ 農林漁業団体職員共済組合：特例遺族共済一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金 ・ 日本私立学校振興・共済事業団：遺族経過的職域一時金、有期退職精算払い ・ 国家公務員共済組合：死亡一時金、特例死亡一時金 ・ 存続組合等：死亡一時金 ・ 地方公務員等共済組合：遺族に対する一時金、特例死亡一時金、死亡一時金、遺族一時金 ・ 公衆衛生：感染症対策費 ・ 戦争犠牲者：留守家族等援護費、未帰還者特別措置費、遺族国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債 ・ 地方単独事業：戦傷病者及び戦死者遺族等援護に要する経費 ・ 医薬品副作用被害救済制度：遺族一時金 ・ 生物由来製品感染被害救済制度：遺族一時金 ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金給付保険金（障害）、特別弔慰金給付金（障害） ・ 公害健康被害補償制度：遺族補償一時金 ・ 石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金・特別葬祭料、救済給付調整金 ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金、供花料 ・ 犯罪被害給付制度：遺族給付金
現物		
埋葬費		・ 全国健康保険協会管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料 ・ 組合管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料、埋葬附加金、家族埋葬料附加金 ・ 国民健康保険：葬祭諸費 ・ 後期高齢者医療制度：葬祭諸費 ・ 船員保険：葬祭料、家族葬祭料 ・ 日本私立学校振興・共済事業団：埋葬料、家族埋葬料、弔慰金付附加金、埋葬料付附加金、家族弔慰金付附加金、家族埋葬料付附加金 ・ 労働者災害補償保険：葬祭料

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
その他の現物給付		・国家公務員共済組合：埋葬料、家族埋葬料 ・地方公務員等共済組合：埋葬料、家族埋葬料 ・国家公務員災害補償等：葬祭補償費 ・地方公務員等災害補償：葬祭補償 ・旧公共企業体職員業務災害：葬祭補償費 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費 ・生活保護：葬祭扶助 ・戦争犠牲者：葬祭費 ・医薬品副作用被害救済制度：葬祭料 ・生物由来製品感染被害救済制度：葬祭料 ・公害健康被害補償制度：葬祭料 ・石綿健康被害救済制度：葬祭料 ・公衆衛生：医薬品安全対策等推進費
障害、業務災害、傷病 現金 障害年金	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。	・厚生年金保険：障害年金給付 ・国民年金：障害年金、障害基礎年金、特別障害給付金 ・農林漁業団体職員共済組合：障害年金、障害共済年金、特例障害年金、特例障害共済年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：障害共済年金、障害年金、障害厚生年金、障害共済年金経過の職域、職務障害年金 ・国家公務員共済組合：障害給付 ・存続組合等：障害給付 ・地方公務員等共済組合：障害厚生年金、旧職域加算障害給付、障害共済年金、障害年金 ・旧令共済組合等：障害給付 ・公衆衛生：感染症対策費 ・医薬品副作用被害救済制度：障害年金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：年金給付金（障害） ・公害健康被害補償制度：障害補償費
年金（業務災害）		・船員保険：障害年金、遺族年金 ・労働者災害補償保険：障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金 ・国家公務員共済組合：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上）、公務災害給付 ・存続組合等：公務災害給付 ・地方公務員等共済組合：公務障害年金、公務遺族年金 ・国家公務員災害補償等：傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金 ・地方公務員等災害補償：傷病補償年金、障害補償年金、

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		遺族補償年金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金 ・旧公共企業体職員業務災害：障害補償年金、遺族補償年金
休業給付 (業務災害)		・労働者災害補償保険：休業補償給付 ・国家公務員災害補償等：休業補償費、休業援護金 ・地方公務員等災害補償：休業補償、休業援護金 ・旧公共企業体職員業務災害：休業補償費
休業給付 (傷病手当)		・全国健康保険協会管掌健康保険：傷病手当金 ・組合管掌健康保険：傷病手当金、傷病手当附加金、延長傷病手当附加金 ・船員保険：傷病手当金及び休業手当金 ・日本私立学校振興・共済事業団：傷病手当金付附加金、傷病手当金、休業手当金 ・国家公務員共済組合：傷病手当金、休業手当金 ・地方公務員等共済組合：傷病手当金、休業手当金、短期附加給付の休業給付 ・旧令共済組合等：疾病・出産の現金給付
その他の現金給付		・厚生年金保険：障害手当金 ・船員保険：障害手当金、障害一時金等、遺族一時金等、行方不明手当金、現金給付の介護料 ・日本私立学校振興・共済事業団：障害一時金、障害手当金、障害経過的職域一時金 ・労働者災害補償保険：障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償給付、特別遺族給付金、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別一時金、遺族特別一時金、その他の援護金、介護料、労災就学等援護費 ・地方公務員等共済組合：障害手当金、障害一時金 ・国家公務員災害補償等：障害補償一時金、遺族補償一時金、障害補償年金差額一時金、介護補償費、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、障害差額特別給付金、奨学援護金、就労保育援護金、長期家族介護者援護金 ・地方公務員等災害補償：障害補償年金差額一時金、障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、障害差額特別給付金、長期家族介護者援護金 ・旧公共企業体職員業務災害：遺族補償一時金、長期傷病補償費、NTTのみ小計 ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、血液製剤対策費、食品等安全確

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		保対策費 ・社会福祉：障害保健福祉費 ・戦争犠牲者：療養手当 ・地方単独事業：健康被害給付に要する経費、障害者（障害児除く）に対する手当給付に要する経費 ・医薬品副作用被害救済制度：医療手当、特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金 ・生物由来製品感染被害救済制度：医療手当 ・公害健康被害補償制度：療養手当 ・石綿健康被害救済制度：療養手当 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金、へき地通院費 ・犯罪被害給付制度：重傷病給付金、障害給付金
現物		
介護、ホームヘルプサービス		・労働者災害補償保険：二次健康診断等給付、補装具等支給費 ・国家公務員災害補償等：ホームヘルプサービス ・地方公務員等災害補償：介護等供与、旅行費 ・社会福祉：障害保健福祉費 ・地方単独事業：公立障害者施設管理費、障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等助成に要する経費、私立障害者施設助成に要する経費 ・自動車事故後遺障害者支援：介護料
機能回復支援		・国家公務員災害補償等：リハビリテーション ・地方公務員等災害補償：リハビリテーション ・公害健康被害補償制度：リハビリテーション事業 ・自動車事故後遺障害者支援：療護業務委託費、施設設備整備費
その他の現物給付		・労働者災害補償保険：労働安全衛生対策費、社会復帰促進等事業委託費、身体障害者等福祉対策事業費補助金 ・国家公務員災害補償等：補装具費 ・地方公務員等災害補償：補装具費、公務災害防止事業費、自動車等損害見舞金支給事業費 ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、健康増進対策費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、障害保健福祉費、東日本大震災復興支援対策費、自殺対策費 ・社会福祉：障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立更生援護所運営費、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費、特定疾患等対策費、医薬品安全対策等推進費、スポーツ振興費(障害者分) ・戦争犠牲者：補装具給付費、戦傷病者等無賃乗車船等

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		負担金 ・地方単独事業：ハンセン病患者支援事業費、精神保健福祉施設等に要する経費、障害者相談事務費等、障害者日常生活用具、介護用品等支給に要する経費、居宅介護・活動支援、自立支援・社会参加促進、地域生活支援事業費、精神障害者支援事業費等、権利擁護推進事業費 ・公害健康被害補償制度：転地療養事業、療養用具支給事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業
保健 現金 現物	医療の現物給付を計上（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）。具体的には、入院・入院外治療費、救急医療サービス、調剤、医療用品、予防、長期療養・介護サービスのうち、医療・看護系サービス及び入浴・食事・排泄等のADL（日常生活動作）に関する支援サービス等。	— ・全国健康保険協会管掌健康保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・組管管掌健康保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産育児附加金、家族出産育児附加金、特定健康診査事業費、特定保健指導事業費、疾病予防費、管理費 ・国民健康保険：療養諸費等、出産育児諸費、育児諸費、特定健康診査事業費、保健事業費、健康管理センター事業費、管理費 ・後期高齢者医療制度：医療給付費、保健事業費、管理費 ・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、包括的支援事業・任意事業費、居宅サービス事業費、地域密着型サービス等事業費、居宅介護支援事業費、管理費 ・船員保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・日本私立学校振興・共済事業団：医療給付等、出産費、家族出産費、出産費附加金、家族出産費附加金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・労働者災害補償保険：療養補償給付、管理費 ・国家公務員共済組合：医療給付等、出産費、配偶者出産費、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・地方公務員等共済組合：医療給付等、出産費、家族出産費、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・旧令共済組合等：医療 ・国家公務員災害補償等：療養補償費、外科後処置、アフターケア ・地方公務員等災害補償：療養補償、アフターケア、外科後処置費 ・旧公共企業体職員業務災害：療養補償費

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		・公衆衛生：医療提供体制確保対策費、医療安全確保推進費、独立行政法人国立病院機構運営費、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費、医療提供体制基盤整備費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所運営費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、地域保健対策費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、障害保健福祉費、医療保険給付諸費、検疫業務等実施費、食品等安全確保対策費、医療観察等実施費 ・生活保護：医療扶助、介護扶助 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、特定疾患等対策費、介護保険制度運営推進費 ・戦争犠牲者：療養費 ・保健：救急業務費、学校保健、公費負担医療等の管理費 ・地方単独事業：地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分、保健所管理費、市町村保健センター管理費、口腔保健センター管理費、乳幼児健康診査事務費、妊産婦健康診査（地方単独事業分）に要する経費、新生児マス・スクリーニング検査事務費、その他の母子保健（地方単独事業分）に要する経費、予防接種に要する経費、結核対策に要する経費、がん検診（地方単独事業分）に要する経費、肝炎対策に要する経費、成人健康診査・生活習慣病対策に要する経費、歯科保健・口腔衛生に要する経費、公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）に要する経費、公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（公営企業会計繰出分）に要する経費、私立病院・診療所助成に要する経費、鍼灸・あん摩費等助成に要する経費、AED（自動体外式除細動器）の設置・管理、高度医療機器の整備促進等事務費、救急医療施設運営費等助成に要する経費、夜間休日等救急医療体制運営費補助に要する経費、周産期救急医療・精神科救急医療等 特殊救急医療運営費等補助に要する経費、小児医療に要する経費、へき地医療に要する経費、災害時における医療事務費、新型インフルエンザ対策（地方単独事業分）に要する経費、新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		医療機関への運営費助成（地方単独事業分）に要する経費、新型コロナウイルス対策（地方単独事業分）に要する経費、新型コロナウイルス対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成（地方単独事業分）に要する経費、感染症予防事業費、住民健康増進事業費、臓器移植対策事業費、輸血用血液の安定確保、献血推進等事業費、医薬品・ワクチン等の備蓄事務費、地域包括支援センター管理費、介護サービス利用者負担助成に要する経費 ・医薬品副作用被害救済制度：医療費 ・生物由来製品感染被害救済制度：医療費 ・公害健康被害補償制度：療養の給付及び療養費 ・石綿健康被害救済制度：医療費 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：医療費
家族 現金 家族手当	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。	・児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費 ・社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費負担金、児童扶養手当給付費、母子父子寡婦福祉貸付金 ・地方単独事業：子どもに対する現金給付に要する経費、障害児に対する現金給付に要する経費
出産、育児休業		・全国健康保険協会管掌健康保険：出産手当金 ・組合管掌健康保険：出産手当金、出産手当附加金 ・船員保険：出産手当金 ・日本私立学校振興・共済事業団：出産手当金 ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 ・国家公務員共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・地方公務員等共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・生活保護：出産扶助
その他の現金給付		・雇用保険：男女均等雇用対策費 ・公衆衛生：感染症対策費 ・生活保護：教育扶助 ・社会福祉：児童虐待等防止対策費 ・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金
現物 就学前教育・保育		・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費、仕事・子育て両立支援事業 ・社会福祉：保育対策費、子ども・子育て支援対策費、子ども・子育て支援推進費 ・地方単独事業：公立保育所（地方単独事業分）管理費、公立幼稚園（地方単独事業分）に要する経費、公立認定こども園（地方単独事業分）管理費、公立認定

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費、保育料等軽減に要する経費、私立保育所（地方単独事業分）助成に要する経費、認可外保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業等助成に要する経費、私立幼稚園助成（地方単独事業分）に要する経費、私立認定こども園（地方単独事業分）助成に要する経費、私立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費 ・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、私立学校振興費
ホームヘルプ、施設		・雇用保険：男女均等雇用対策費 ・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、児童福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立児童自立支援施設運営費 ・地方単独事業：公立児童福祉施設管理費、障害児入所施設等管理費等、私立児童福祉施設助成に要する経費
その他の現物給付		・労働者災害補償保険：仕事生活調和推進費 ・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、社会福祉諸費 ・地方単独事業：児童相談所・一時保護施設管理費、公立児童厚生施設管理費、公立子育て支援施設管理費、障害児通所施設管理費、放課後児童クラブ等利用者負担助成に要する経費、私立児童厚生施設助成に要する経費、放課後児童健全育成事業費（地方単独事業分）、児童委員に要する経費、里親支援事業費、母子家庭等支援に要する経費、児童虐待防止事業費、子育て支援に要する経費（地方単独事業分）、子どもの発達相談・支援事業費、保育人材確保に要する経費 ・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、東日本大震災復旧・復興対策経費、私立学校振興費
積極的労働市場政策 公的雇用サービス と行政	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。	・雇用保険：職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、就職支援事業費、業務取扱費、施設整備費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業紹介事業等実施費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、都道府県労働局共通費、都道府県労働局施設費

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
訓練		・地方単独事業：高齢者就業対策に要する経費 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費、障害者職業能力開発費、障害者雇用納付金、職業能力開発費、認定特定求職者職業訓練費、宿舍等費
雇用奨励金		・雇用保険：教育訓練給付、地域雇用機会創出等対策費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、障害者等職業能力開発支援費、海事産業市場整備等推進費
障害者雇用支援とリハビリテーション		・雇用保険：高齢者等雇用安定・促進費 ・雇用対策：障害者等職業能力開発支援費 ・地方単独事業：障害者就労促進に要する経費 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費
直接的な仕事創出		・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費
仕事を始める奨励金		・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費
失業現金	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。	
失業給付、退職手当		・雇用保険：一般求職者給付金、高年齢求職者給付金、短期雇用特例求職者給付金、日雇労働求職者給付金、就職促進給付、就職支援事業費 ・労働者災害補償保険：未払賃金立替払事業費補助金 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、海事産業市場整備等推進費
労働市場事由による早期退職		—
住宅現金	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。	
住宅手当		—
その他の現金給付		—
住宅現物		・生活保護：住宅扶助 ・住宅：住宅対策諸費
その他の現物給付		—
他の政策分野	上記に含まれない社会的	

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
現金	給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。	
所得補助		・生活保護：生活扶助、生業扶助 ・社会福祉：公的年金制度運営諸費 ・地方単独事業：生活保護関係に要する経費（地方単独事業分）
その他の現金給付		・国民健康保険：その他の保険給付費のその他 ・日本私立学校振興・共済事業団：災害見舞金付加金、災害給付 ・国家公務員共済組合：災害給付、附加給付の災害給付及び入院附加金 ・地方公務員等共済組合：災害給付 ・社会福祉：母子保健衛生対策費、防災政策費 ・雇用対策：緊急雇用創出事業臨時特例交付金 ・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者国債、引揚者特別交付金国債 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：東日本大震災特別弔慰金 ・犯罪被害給付制度：犯罪被害特別給付金、国外犯罪被害弔慰金、国外犯罪被害障害見舞金 ・被災者生活再建支援制度：支援金支出
現物		
社会的支援		・公衆衛生：社会保障等復興政策費、原子力安全規制対策費 ・社会福祉：東日本大震災復興推進費、防災政策費、地域活性化等復興政策費 ・地方単独事業：生活保護施設に要する経費
その他の現物給付		・社会福祉：児童虐待等防止対策費、子ども・子育て支援対策費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、社会福祉施設整備費、沖縄政策費、子ども・子育て支援推進費、男女参画社会形成促進費 ・戦争犠牲者：引揚者援護費 ・地方単独事業：公立総合福祉施設管理費、民生委員に要する経費、社会福祉団体補助に要する経費、私立社会福祉施設補助に要する経費、福祉事務所管理費、隣保館に要する経費、ホームレス自立支援事業費、低所得者・生活困窮者等に対する給付・公共料金の軽減、福祉灯油助成等に要する経費、女性保護に要する事業費

（注）表中に挙げられた費目名は、必ずしも当該費目の中のすべての費用が、その記載された箇所の分野に含まれるわけではなく、複数の分野に分かれることもある。

＊「令和元年度社会保障費用統計」時点の費用名である。

2-3 部門別社会保障給付費に含まれる社会保障制度

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
社会保険	全国健康保険協会管掌健康保険	—
	組合管掌健康保険	—
	国民健康保険 (退職者医療制度を含む)	—
	後期高齢者医療制度	—
	介護保険	—
	厚生年金保険	—
	厚生年金基金	—
	石炭鉱業年金基金	—
	国民年金	—
	国民年金基金	—
	農業者年金基金	—
	船員保険	—
	農林漁業団体職員共済組合	—
	日本私立学校振興・共済事業団	—
	雇用保険	—
	労働者災害補償保険	—
家族手当	児童手当	—
公務員	国家公務員共済組合	—
	存続組合等	エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、 日本鉄道共済組合
	地方公務員等共済組合	地方公務員共済、地方議会議員共済会
	旧令共済組合等	旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金 交付金、国家公務員共済組合連合会補助金
	国家公務員災害補償等	国家公務員災害補償（一般職）、衆議院、参議院、国立 国会図書館、裁判所、外務省、防衛省における特別職の 国家公務員に対する災害補償
	地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償、消防団員等公務災害補償
	旧公共企業体職員業務災害	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日 本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、日本たばこ産業株式会社、鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	国家公務員恩給	—
	地方公務員恩給	—
公衆保健 サービス	公衆衛生	医療提供体制確保対策費、沖縄保健衛生諸費、医療安全 確保推進費、医療提供体制基盤整備費、医療技術実用化 等推進費、沖縄振興交付金事業推進費、国立ハンセン病 療養所共通費、国立ハンセン病療養所施設費、国立ハン セン病療養所運営費、感染症対策費、特定疾患等対策費、

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
		移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、地域保健対策費、保健衛生施設整備費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、社会保障等復興事業費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、障害保健福祉費、社会保障等復興政策費、東日本大震災復興支援対策費、医療保険給付諸費、検疫所共通費、検疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費、食品等安全確保対策費、自殺対策費、医療観察等実施費、原子力安全規制対策費
公的扶助及び 社会福祉	生活保護	—
	社会福祉	障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立更生援護所運営費、国立児童自立支援施設運営費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費、保育対策費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、児童福祉施設整備費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、独立行政法人福祉医療機構運営費、特定疾患等対策費、医薬品安全対策等推進費、防災政策費、地域活性化等復興政策費、沖縄政策費、子ども・子育て支援推進費、男女参画社会形成促進費、スポーツ振興費、公的年金制度運営諸費
雇用対策	雇用対策	緊急雇用創出事業臨時特例交付金、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、海事産業市場整備等推進費
戦争犠牲者	戦争犠牲者	旧軍人遺族等恩給費、恩給支給事務費、遺族及留守家族等援護費、中国残留邦人等支援事業費、遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債、戦傷病者等無賃乗車船等負担金
他の社会保障 制度	地方単独事業	地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分、乳幼児健康診査事務費、妊産婦健康診査（地方単独事業分）に要する経費、予防接種に要する経費、結核対策に要する経費、公立養護老人ホーム等管理費（老人保護措置費）、私立養護老人ホーム等助成費（老人保護措置費）、児童相談所・一時保護施設管理費、公立保育所（地方単独事業分）管理費、公立幼稚園（地方単独事業分）に要する経費、公立認定こども園（地方単独事業分）管理費、公立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
		に要する経費、公立児童福祉施設管理費、障害児入所施設等管理費等、保育料等軽減に要する経費、私立保育所（地方単独事業分）に要する経費、認可外保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業等助成に要する経費、私立幼稚園助成（地方単独事業分）に要する経費、私立認定こども園（地方単独事業分）助成に要する経費、私立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費、私立児童福祉施設助成に要する経費、里親支援事業費、保育人材確保に要する経費、公立障害者施設管理費、福祉事務所管理費、戦傷病者及び戦死者遺族等援護に要する経費
	医薬品副作用被害救済制度	医薬品副作用被害救済制度、特定 C 型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金
	生物由来製品感染被害救済制度	—
	中小企業退職金共済制度等	—
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等	社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	—
	公害健康被害補償制度	—
	石綿健康被害救済制度	—
	日本スポーツ振興センター災害共済給付	—
	就学援助・就学前教育	初等中等教育等振興費（就学援助等）、東日本大震災復旧・復興対策経費、私立学校振興費
	自動車事故後遺障害者支援	—
	住宅	住宅対策諸費
	犯罪被害給付制度	—
	被災者生活再建支援事業	—

（注）「管理費」又は「その他」の支出のみを計上している事業（費目）も含まれている。

2-4 機能別社会保障給付費に含まれる社会保障制度

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度（例）
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象	・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費 ・厚生年金保険：老齢年金、脱退手当金等 ・厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、農業者年金基金：老齢年金等 ・国民年金：老齢基礎年金、老齢福祉年金等 ・各種共済組合：退職年金、退職共済年金等 ・存続組合等：退職給付 ・国家公務員恩給、地方公務員恩給 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費 ・地方単独事業：公立養護老人ホーム等（老人保護措置費） ・中小企業退職金共済制度等：退職給付金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当金 （注）高齢者の医療費は「保健医療」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	・協会健保、組合健保、国保、後期高齢者医療制度、船員保険、労働者災害補償保険：埋葬料、葬祭諸費 ・厚生年金保険：遺族年金 ・国民年金：遺族基礎年金、死亡一時金等 ・各種共済組合：遺族年金、死亡一時金、埋葬料等 ・国家公務員災害補償等、地方公務員等災害補償、旧公共企業体職員業務災害：葬祭補償費 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費 ・戦争犠牲者：遺族等年金等 ・医薬品副作用被害救済制度：遺族年金、葬祭料 ・生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金、葬祭料 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金給付保険金等 ・公害健康被害補償制度：遺族補償費、遺族補償一時金 ・石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金、葬祭料等 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金等 ・犯罪被害給付制度：遺族給付金 （注）遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	・厚生年金保険：障害年金、障害手当金 ・国民年金：障害年金、障害基礎年金 ・各種共済組合：障害年金、障害共済年金 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費等 ・社会福祉：障害保健福祉費等 ・戦争犠牲者：戦傷病者特別援護費等 ・地方単独事業：公立障害者施設等

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度（例）
		・医薬品副作用被害救済制度：障害年金等 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：障害年金給付金 ・公害健康被害補償制度：障害補償費等 ・石綿健康被害救済制度：療養手当 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金等 ・自動車事故後遺障害者支援：介護料等 ・犯罪被害給付制度：障害給付金、重傷病給付金等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	・船員保険：医療給付（業務災害）、年金給付（業務災害） ・労働者災害補償保険 ・国家公務員共済：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上） ・国家公務員災害補償等、地方公務員等災害補償、旧公共企業体職員業務災害：医療給付、福祉事業費等
保健医療	病気、傷害による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 （傷病で休職中の所得保障を含む）	・協会健保、組合健保、国保、後期高齢者医療制度、船員保険：療養給付、傷病手当金、特定健康診査・保健指導事業費等 ・各種共済組合：短期（医療）給付、休業給付 ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費等 ・社会福祉：障害保健福祉費、母子保健衛生対策費等 ・戦争犠牲者：療養費 ・医薬品副作用被害救済制度：医療費 ・公害健康被害補償制度：療養の給付及び療養費 ・石綿健康被害救済制度：医療費 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：医療費 ・地方単独事業：地方公共団体単独実施公費負担医療費給付等 （注1）労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」を含む （注2）生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	・協会健保、組合健保、国保、船員保険：出産手当金等 ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 ・児童手当（子ども手当）：給付、地域子ども・子育て支援事業費 ・各種共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・公衆衛生：障害児養育年金、介護加算 ・社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育対策費、子ども・子育て支援推進費 ・地方単独事業：公立保育所（地方単独事業分）等 ・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金 ・就学援助・就学前教育

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度（例）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	・雇用保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定等給付金等 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費等 （注1）雇用継続給付の育児休業給付及び介護休業給付は「家族」に含む （注2）雇用安定等給付金は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	・生活保護：住宅扶助 ・住宅：住宅対策諸費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	・各種共済組合：災害給付等 ・公衆衛生：原子力安全規制対策費 ・生活保護：生活扶助、教育扶助、生業扶助等 ・社会福祉：生活保護等対策費、防災政策費等 ・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者援護費等 ・地方単独事業：福祉事務所等 ・被災者生活再建支援制度：支援金支出 （注）ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

3. 国民経済計算(SNA)¹との関係性等について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2009年3月13日閣議決定）では、社会保障給付費について、各種の国際基準に基づく統計との整合性を図ることが求められている。社会保障費用統計が統計法に基づく基幹統計として指定されたことを契機に、「国民経済計算」（以下 SNA という）との関係性等を解説し利用者の便宜を図ることとした。

3-1 両者の範囲の違い

社会保障費用統計と SNA では、社会保障と定義される範囲が異なる。社会保障費用統計は、社会保障の収入・支出について、OECD 及び ILO が定める基準に沿って集計されている。一方 SNA は、一国経済全体の経済活動を重複なく集計したものであり、他の経済活動として分類・集計されたものは、社会保障としては計上しない。したがって、両者の値には差が生じる。以下では、この範囲の違いがどのような場面で発生しているのかを示す。

(1) 「社会保障」の意味とその使い方の違い

まずは、「社会保障」ということばの意味から、両者の違いを明らかにする。SNA においてもいくつかの表に「社会保障」の語彙が用いられているが、これらは社会保障費用統計で用いられる社会保障の範囲とは必ずしも同じではないことに留意する必要がある。内閣府が毎年公表している「国民経済計算年報」の付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）や付表 10 社会保障負担の明細表は、家計²と一般政府³との間の取引を記述する目的で作成され、社会保障に関係する給付や負担として、社会給付⁴、社会保障基金⁵、その他の社会保険非年金給

¹ 国民経済計算（System of National Accounts, SNA）は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際連合の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。（<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>）

² 家計は、生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。

³ 一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。

⁴ 社会給付は、病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転と定義され、①社会保障制度の公的年金等の「現金による社会保障給付」、②企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、③発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、④生活保護などの「社会扶助給付」のほか、⑤「現物社会移転」のうち社会保障制度の医療保険給付及び介護保険給付、が位置付けられる。

⁵ 社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人）が含まれる。なお、被用者年金一元化に伴い、2015年9月以前は全体を社会保障基金として扱っていた「長期経理」は、2015年10月以降、厚生年金保険経理や経過的長期経理分が社会保障基金として扱われる一方で、退職等年金経理分は民間金融機関である年金基金に位置付けられている。

付⁶、社会扶助給付⁷、社会保障負担といった表現が使われ、脚注にあるようにそれぞれに定義が定められている。したがって、その定義を満たさなければ、社会保障費用統計では社会保障として扱われる項目であっても、SNA では社会保障として扱われないことになる。

一方、社会保障費用統計の財源として社会保障財源（表 11、14 頁参照）に計上される公費負担⁸は、SNA においては一般政府内の移転として捉えられるため、雇用者と雇主による直接の負担を記述する目的で作成されている付表 10 社会保障負担の明細表には計上されない。

さらに返還金等についての扱いにも、両者の違いがある。社会保障費用統計においては、返還金等は実際の給付や負担に用いられず、また過去に遡って計上しなければならないために計上していない。一方 SNA は前述の通り一国経済の姿を漏れなくかつ重複なく記述するため、これらの金額についても社会保障に計上している。

以下ではこれらの点について、もう少し細かく解説する。

(2) 支出集計における違い

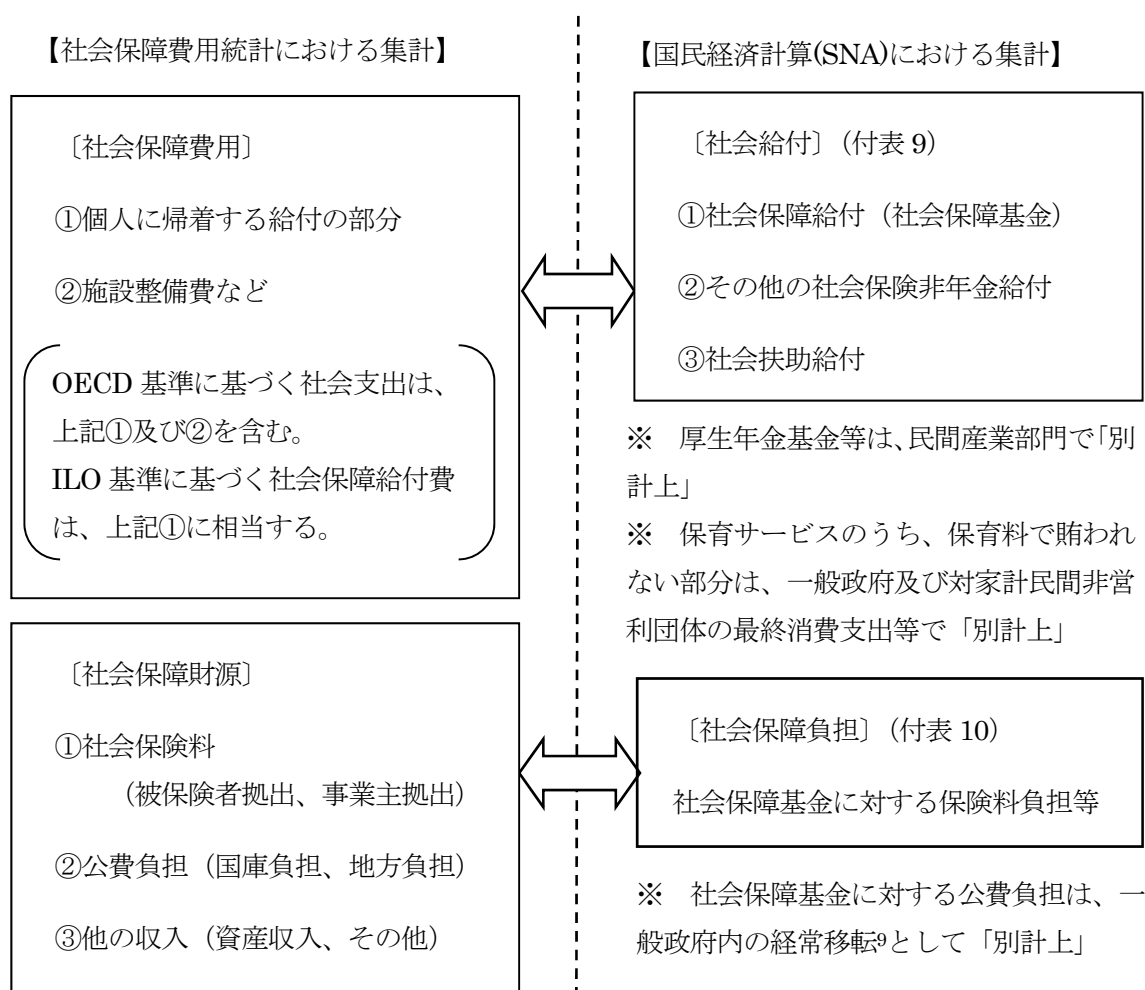
次に、支出項目における対照関係と範囲の違いを明らかにする。巻末参考図 1 の上半分に示したように、支出面では、社会保障費用統計の支出総額と SNA 付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の合計は一致しない。これが支出集計における範囲の違いであり、具体的には、厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償などの制度の扱いの違いによるものである。厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償は、社会保障費用統計においては社会保障制度の一部として捉えられるが、SNA においては民間産業の活動として分類される。したがってこれらの項目は、家計と一般政府の間の取引を記述する目的で作成されている付表 9 には計上されず、SNA の他の統計表の中にも独立して明示されていない。

⁶ その他の社会保険非年金給付とは、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主からその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

⁷ 社会扶助給付とは、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。

⁸ 公費負担は国庫負担とその他の公費負担を表す。

巻末参考図 1：社会保障費用統計と SNA の比較



なお、巻末参考図 1 の中で※印で記載した「別計上」のデータは、いずれも全体集計の中に含まれており、その内訳が公表されていないため、当該制度に係る社会保障費用を抽出して把握することはできない。

(3) 収入集計における違い

続いて収入項目における対照関係と範囲の違いである。巻末参考図 1 の下半分に示したように、収入面でも、社会保障費用統計の財源総額と SNA 付表 10 社会保障負担の明細表の合計は一致しない。

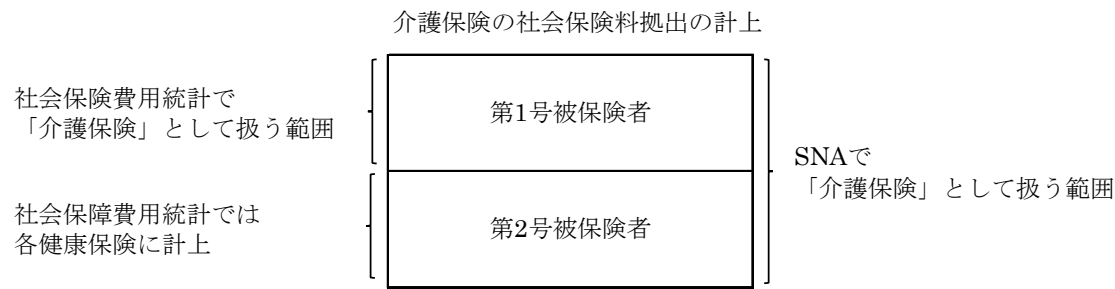
その代表的な理由は、付表 10 で計上される範囲が保険料負担に限られることにある。付表 9 と同様に、付表 10 も、家計と一般政府との取引のみが計上されている。したがって、社会保障

⁹ 一般政府内の経常移転は、一般政府の内訳部門間の経常移転を指す。なお、受取側の総固定資本形成に用いられる資金の移転等は、資本移転として取り扱う（上記注釈はいずれも、内閣府の「国民経済計算年報」における「用語の解説」から、該当する部分を引用しつつ記載）。

費用統計においては保険料負担と合わせて計上される、公費負担や他の収入、積立金からの受入といった項目については、付表 10 には計上されない。すなわち、基礎年金を始めとするさまざまな制度に対して行われている公費負担は、付表 10 に計上されないため、社会保障費用統計の財源総額と SNA 付表 10 との間には大きな差が生じる。なお、前述の通り SNA は一国経済の全ての経済活動を漏れなく集計しているため、公費負担は付表 10 ではなく付表 6 において、中央政府や地方政府から社会保障基金への経常移転として記録されている。また、繰り返しになるが、付表 9 と同様、家計と一般政府との取引のみが計上されるため、SNA において民間産業の活動として分類されている厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償についても、付表 10 には計上されないといった意味での制度範囲の違いも存在する。

また、他の理由としては、制度上の計上方法の違いもある。例えば、介護保険については、社会保障費用統計で「被保険者拠出」に含まれるのは 1 号被保険者（65 歳以上）による拠出分のみであり、2 号被保険者（40～64 歳）については、それぞれの属する健康保険制度に対する拠出として扱われる。一方 SNA においては、各制度に所属する者の拠出額のうち、介護保険に該当する部分はすべて介護保険の被保険者拠出に含めている。したがって、「介護保険の被保険者拠出」という一見同じ項目でも、計上される額には違いが出てくることになる。もちろん SNA は重複のないように集計しているため、SNA における各健康保険制度への社会負担からは、介護分は控除されている。なお、社会保障費用統計において、第 2 号被保険者拠出分を介護保険の被保険者拠出と事業主拠出に再集計した結果は、ホームページ掲載表の第 16 表を参照されたい。

巻末参考図 2：介護保険の社会保険料拠出の計上



3-2 社会保障費用統計と SNA 社会保障の違い＜その他の理由＞

上記で指摘した範囲の違いに起因する理由以外にも、さまざまな相違点がある。例えば、SNA の一部に推計部分が含まれていることなどが挙げられる。

SNA は第一次年次推計・第二次年次推計・第三次年次推計と 3 つの段階を踏んで公表されて

いる。すなわち、第一次年次推計を公表する段階では未だ決算書や事業年報が入手できない部分が存在するため、過去のデータを用いた推計値が組み込まれており、第二次年次推計として改訂する段階で数値が修正されることとなる。国民健康保険や老人保健、介護保険などの制度データがこれに該当する。さらに第二次年次推計について、財貨・サービスのフローを推計するコモディティ・フロー法による推計値と、経済活動別の付加価値を推計する付加価値法による推計値等の調整を行った数値について、第三次年次推計として公表する。したがって、直近のデータについては、集計範囲以外の理由による違いも発生する。

また、社会保障費用統計は、基本的に決算値を基礎とする積算により集計されているが、SNAでは国際連合の定めた国際基準に基づき必要な数値の推計や補正などを行っている。すなわち、両者の数値の違いは集計方法に関する技術的・実務的な相違からも生じていることに留意されたい。

3-3 2008SNA への対応

2008SNA とは、2009 年に国連で合意された新しい国民経済計算の基準である。従来我が国では 1993 年に国連で合意された 1993SNA を用いてきたが、統計法第 6 条において、国民経済計算については国際連合の定める国際基準に準拠するものと規定されているため、平成 27 年度国民経済計算年次推計より、2008SNA に基づく推計がなされるようになり、1994 年以降の係数について遡及改定を行うこととなった。日本以外の各国でも、アメリカでは 2013 年、EU 加盟国では概ね 2014 年までに 2008SNA への対応が行われている。日本は平成 23 年基準改定を行う際に、2008SNA への対応を併せて行ったため、結果的に主要先進国を追う形となっている。

2008SNA の主な改定内容としては、知的財産生産物の導入（R&D の投資計上）、兵器システムの投資計上、金融資産の多様化等があり、これらは 1990 年代以降の経済・金融環境の変化に対応するものであるといえる。

社会保障費用統計との関係では、1993SNA との違いはそれほど大きくないものの、名称の変更や分類の変更など、いくつかの変更点があるため、それらについてまとめることとする。

(1) 現物社会移転以外の社会給付

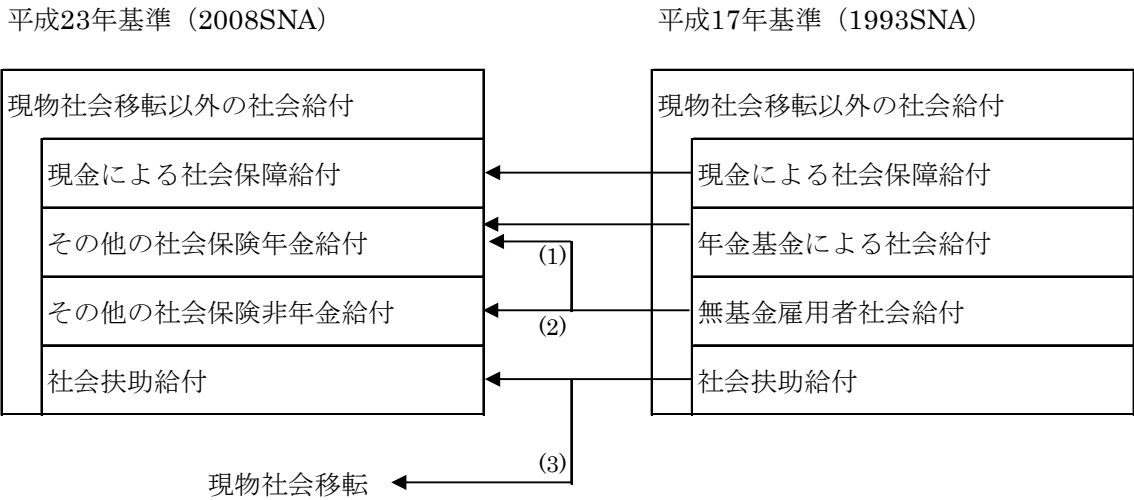
現物社会移転以外の社会給付については、「年金基金による社会給付」「無基金雇用者社会給付」という分類が、「その他の社会保険年金給付」「その他の社会保険非年金給付」に再分類されることになったほか、社会扶助給付の一部が現物社会移転として扱われることとなった。

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする「退職後所得保障制度から支払われる現金給付」を指す。また「その他の社会保険非年金給付」は、「社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部

機関を利用せず、また、自己で基金を設けることもせず、雇主からその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているもの」を指す。なお、1993SNA 以前では、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」、退職一時金は全額を「無基金雇用者社会給付」に記録していたが、2008SNA からは、年金基金から支払われた給付額及び、退職一時金の支給額のうち受給権を発生主義により記録する部分が「その他の社会保険年金給付」に記録されることとなった。すなわち、「その他の社会保険年金給付」に含まれる退職後の給付は、発生主義で記録されるものに限定されることとなった。一方で発生主義による記録を行わず、現金主義にて記録される退職一時金や私的保険への拠出金等は、「その他の社会保険非年金給付」に記録されている。

さらに、公的負担医療給付分については、従来は「現物社会移転以外の社会給付」のうちの「社会扶助給付」に含まれていたが、2008SNA からは「現物社会移転」のうちの「現物社会移転（市場産出の購入）」に分類されることとなった。これらをまとめたものが以下の図になる。また、社会扶助給付の一部、具体的には公費負担医療給付分¹⁰が「現物社会移転」として扱われるようになった。

巻末参考図 3：現物社会移転の社会給付の変化



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
- (2) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額
- (3) 公費負担医療給付分

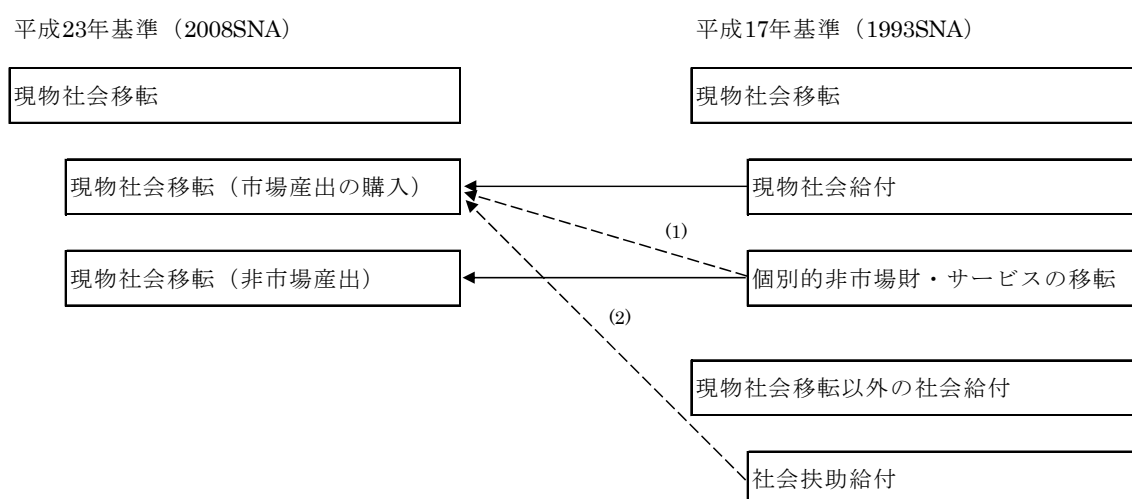
(出所) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016)「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について(平成 23 年基準版)」図表 14 より引用。

¹⁰ 生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分を指す。

(2) 現物社会移転（市場産出の購入）

現物社会移転（市場産出の購入）は、一般政府が家計に現物の形で支給するために市場生産者から購入する財貨・サービスである。①社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分、②公費負担医療給付、③義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれており、これらは1993SNAにおいては、それぞれ①は現物社会移転のうち現物社会給付、②は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付、③は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転に含まれていた。これらをまとめたものが以下の図になる。

巻末参考図 4：現物社会移転の変化



(1) 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船負担金

(2) 公費負担医療給付

（出所）内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016)「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」図表17より引用。

このほかには、企業年金の年金受給権の記録について、発生主義の考え方を貫徹するようになったことや、「日本私立学校振興・共済事業団共済業務勘定」が公的非金融企業から社会保障基金へと分類変更されたこと、国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会等の退職等年金経理が民間金融機関へと分類されたこと、「雇主の現実社会負担」や「(雇主の) 帰属社会負担」の計上内容の変更がなされたことなどが、2008SNAへの改定に伴い生じた社会保障分野への影響である¹¹。

¹¹ 企業年金の年金受給権や、「雇主の現実社会負担」及び「(雇主の) 帰属社会負担」の計上内容の変更については、中尾（2017）において詳しく解説がなされている。

参考資料

- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2016）「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2016）「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2016）「平成 27 年度国民経済計算年次推計（平成 23 年基準改定値）」に係る利用上の注意について」
- 中尾隆宏（2017）「我が国 SNA における確定給付型企业年金の記録方法の変更について」『季刊国民経済計算』 平成 28 年度第 2 号

4. ホームページ掲載表目次

【本報告書には掲載していないがホームページにて閲覧可能な統計表である】

第 15 表	社会保障給付費参考表 1（他の社会保障制度）
第 16 表	社会保障給付費参考表 2（介護保険）
第 17 表	社会保障給付費参考表 3（制度間移転）
第 18 表	1 世帯当たり社会保障費用
第 19 表	高齢者関係給付費の推移（1973～2019 年度）
第 20 表	児童・家族関係給付費の推移（1975～2019 年度）
第 21 表	社会支出の推移（小分類政策分野別）（1980～2019 年度）
第 22 表	社会支出の推移（小分類政策分野別・制度別）（1980～2019 年度）
第 23 表	社会支出の国際比較（1980～2019 年度）
第 24 表	社会支出の国際比較（対国内総生産比）（1980～2019 年度）
第 25 表	社会支出の国際比較（対国民所得比）（1980～2019 年度）
第 26 表	社会保障給付費収支表（第 18 次調査基準）の推移（小分類別） （1969～2019 年度）
第 27 表	社会保障給付費収支表（第 18 次調査基準）の推移（小分類別・制度別） その 1（1969～1988 年度） その 2（1989～2019 年度）
第 28 表	社会保障給付費収支表（第 19 次調査基準）の推移（小分類機能別） （1994～2019 年度）
第 29 表	社会保障給付費収支表（第 19 次調査基準）の推移 （小分類機能別・制度別）（1994 年～2019 年度）

「社会保障費用統計」の統計表等は、ホームページでも公表しております。

URL: http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.asp

令和元年度 社 会 保 障 費 用 統 計

令和3年8月 発行

国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3
日比谷国際ビル 6F
TEL : 03-3595-2984
